

土地家屋調査士制度制定70周年記念 登記創造プロジェクト



**社PAを通過する
子午線を可視化！**

表紙・裏表紙

兵庫県土地家屋調査士会では土地家屋調査士制度70周年を迎え、日本標準時の基準となる東経135度子午線が県内を縦断するという兵庫県の特性を活かし、中国自動車道社パーキングエリア内に実際の子午線を可視化しました。

広く県民の皆さまに子午線を視覚として感じていただき、位置情報の重要性、必要性、それを支える土地家屋調査士の職能や専門性等に関心を持っていただけたら幸いです。

目 次

特 集

会長就任挨拶	2
神戸地方法務局局長祝辞	4
日本土地家屋調査士会連合会会長祝辞	5
兵庫県司法書士会会長祝辞	7
第80回定時総会	8
副会長就任挨拶	10
境界問題相談センターひょうご センター長就任挨拶	12

報 告

第78回日本土地家屋調査士会連合会定時総会	13
本会組織図	14
本会役員、各部・各委員会構成メンバー一覧表	15
支部長就任挨拶	16

トピックス

シリーズコラム：土地家屋調査士から皆さんへ 「狭あい道路の問題か？」	21
シリーズコラム：土地家屋調査士と行政諸問題 「官民境界協定における官公署等との協議について ～土地家屋調査士として目指すべき先は？～」	22
政治連盟だより	24
つれづれなるままに「流れ流れて趣味となり」	26
私の事件簿シリーズ「二転三転」	27

会員向け

部会・委員会報告	28
会員の動向	32
新入会員アンケート	38
編集後記	40
第25回調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!	44

会長就任挨拶



兵庫県土地家屋調査士会
会長 三嶋 裕之

令和3年第80回定時総会においてご承認いただき会長に就任いたしました神戸支部の三嶋裕之です。よろしくお願いいたします。

私は、平成19年から理事1期、常任理事2期、副会長3期歴任してまいりました。その間政治連盟の役も常任幹部2期、幹事長2期、副会長3期歴任し、全調政連の副幹事長として2期務め、令和元年の土地家屋調査士法改正の成立過程も経験し、今土地家屋調査士に求められていること「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」をより充実させることが大事であることを感じさせられる経験となりました。

令和3年4月には、不動産登記法と民法の一部が改正され、相続並びに氏名及び住所変更が義務化となり、その関係法改正として、民法の相隣関係のうち隣地使用权の範囲が、境界調査等を行う場合に必要範囲で利用出来ることにもなりました。

そして、時代はデジタル化に進み、変革を求められる中、不動産の法律と技術の専門家集団として、行政・関係役所に専門家としての意見・アドバイス等が出来、民間の方にも理解を深めていただくためにも、さまざまなことに取り組まなければならないと考えています。それには、法改正の趣旨を会員の皆様に理解していただかなければなりませんので、研修会であったり、広報誌であったりと機会をとらえて発信していきたいと考えています。今回の不動産登記法と民法の一部改正は、2年以内に施行されることになります。その2年の間に、我々が業務において把握した相続や住所変更が未了な場合に、どのような手続きが必要になるのか、特に変更登記や分筆といった、今まで相続登記や住所変更登記を経なくても出来ていた登記が、どのようになるのか？筆界確認の際に判明した、隣接地の相続や住所変更はどのようになるのか？これらの疑問点

等は議論し整理していくと考えられますので、法律の中身だけでなく実務での取り扱いにも注視していくことになります。

また、隣地使用权についても立ち入り通知方法や、測量の際の注意事項など、さまざまな事を決めることが必要となります。

そして、国全体がデジタル社会形成に舵を切った今、土地家屋調査士は完全オンライン申請としてデジタル化への移行は出来ており、登記申請等において特に変更の必要は無いと思われませんが、市役所等に対して行っている境界確認申請等については、デジタル化を目指す必要があるため、その前段としてペーパーレスを実現しなければならないし、統一した様式にもしなければならないと考えていますので、それらを視野に統一様式の検討を進めてまいります。

今一度デジタル化への取り組みにご理解いただき事務所の設備の見直しが必要な方はよろしくお願いいたします。

次に、会員の皆様をお願いしたいことは、昨年の土地家屋調査士施行規則改正及び会則の変更によって、連合会が指定する研修会は受講しなければならないこととなり、連合会が指定する全会員向けの研修会が今年度から実施されることになりました。期間は5年以内となりましたので、現在、出来るだけ効率よく受講いただくために、研修実施方法を検討中ではございますが、会則上の義務研修となりますので、すべての方が漏れなく受講していただきますようご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、昨年からの新型コロナウイルスの影響から、会員相互の親睦を図る場が少なくなっていると感じており、ワクチンの普及の目途が立った時点で、親睦事業を実施していこうと考えています。まだまだ不安に

感じている方もいらっしゃると思いますが、調査士同士コミュニケーションを図ったり、業務で困ったことの相談をしたいと思っている会員の皆さんの切っ掛けづくりのためにも、多くの会員の皆様の参加をよろしくお願いいたします。

最後に、土地家屋調査士は隣接法律専門職として、

法改正には迅速に対応しなければなりません。また、仕事柄会員間のコミュニケーションも重要な要素です。これら必要な要素を会員皆様の理解のもと、新執行部一同全力で取り組んで参りますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

暑中お見舞い申し上げます

令和3年 盛夏



事 務 局	名 誉 会 長	淡 路 支 部 長	東 播 支 部 長	但 馬 支 部 長	西 播 支 部 長	明 石 支 部 長	加 古 川 支 部 長	姫 路 支 部 長	伊 丹 支 部 長	阪 神 支 部 長	神 戸 支 部 長	網 紀 委 員	監 事	理 事	副 会 長	副 会 長	副 会 長	会 長
一	橋 詰	福 本	高 見	森 田	庄	藤 本	本 岡	阪 田	稲	阪 本	志 積	一	一	一	渡 邊	向 井	山 本	三 嶋
同	繁 美	敬 視	忠 良	公 男	雅 宏	明 生	明 仁	博 和	正 陽	晃 一	功 嗣	同	同	同	茂 樹	明 範	裕 剛	之

令和3年 第80回 定時総会(祝辞)

祝 辞



神戸地方法務局
局長 東方 良 司

本日ここに、兵庫県土地家屋調査士会定時総会が開催されましたことを、心からお祝い申し上げます。

兵庫県土地家屋調査士会並びに会員の皆様には、平素から、登記業務を始めとする法務行政の適正・円滑な遂行に、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、表彰を受けられました会員の皆様は、多年にわたり土地家屋調査士業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実・発展に大いに貢献されとともに、登記事務の適正な処理及び法務行政の運営に寄与されました。その御功績は誠に顕著であり、改めて敬意を表しますとともに、今後の御健勝と益々の御活躍を祈念いたします。

さて、現在、人口減少・高齢化が進む我が国においては、いわゆる「所有者不明土地問題」への対策が、政府における喫緊の課題となっています。

令和元年度から、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」(令和元年法律第15号)に基づき、表題部所有者不明土地の解消作業に取り組んでおりますが、会員の皆様には、所有者等探索委員として大いに御活躍いただいているところです。

また、本年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立し、同月28日に公布されました。

所有者不明土地問題等の諸施策を広く推進していくためには、表示に関する登記や筆界の専門家である土地家屋調査士の皆様の御尽力が不可欠でありますので、引き続き積極的な御協力をお願いいたします。

また、登記所備付地図の整備は、政府の重要施策として位置付けられています。当局においても、三木市において従来型地図作成作業を、神戸市東灘区において大都市型地図作成作業を実施しています。これらの取組を実効性のあるものとしていくためには、皆様の専門的な知見の活用が不可欠です。

このほか、筆界特定制度については、発足から15年目を迎えました。当局は全国有数の取扱件数を維持しておりますが、このような件数を円滑に処理することができておりますのは、会員の皆様が筆界調査委員として、あるいは、申請代理人として御尽力いただいている結果であります。

法務局が、これらの施策を円滑に実施するためには、土地家屋調査士の皆様の御協力、土地家屋調査士会と法務局とのより一層の連携・協力が不可欠です。改めて、これまで以上の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、登記申請のオンライン申請の利用促進については、かねてより皆様に御協力をお願いしてきたところです。オンライン申請の利用は「新しい生活様式」に合致するものであり、法務局においても、オンライン申請を利用しやすくするための環境改善に取り組んでいますので、なお一層の利用をお願いいたします。

結びに当たり、兵庫県土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様の御活躍、御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

令和3年 第80回 定時総会(祝辞)

祝 辞



日本土地家屋調査士会連合会
会 長 國 吉 正 和

定時総会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃から会長を始め、役員の皆様、そして、会員の皆様には、日本土地家屋調査士会連合会の会務運営にご理解ご協力をいただいておりますこと、誠に心強く感謝を申し上げます。

本来であれば、定時総会には、会長である私又は代理の役員がお伺いしご挨拶をさせていただいておりますところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況にあり、誠に残念ではございますが、書面に代えてご挨拶をさせていただくことを何とぞご理解ご容赦いただきたく存じます。

今日、世界でまん延する新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度における土地家屋調査士会の会務運営や事業への取組においては、大変厳しい環境の中、創意工夫により可能な限り進めてこられたものと拝察し、そのご労苦に深く感謝申し上げます。

連合会におきましても、同様に活動が制限される状況ではありましたが、令和2年度の連合会の事業方針大綱に基づき策定された事業計画を意欲を持って最大限取り組み、皆様のご理解とご協力により、おおむね年度の目的を達成できたものと考えております。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

とりわけ、昨年開催されました「土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながらの開催でしたが、大勢の方にご来場いただき、開催目的である「土地家屋調査士法第1条に規定された土地家屋調査士の使命に照らして、所有者不明土地や空き家の問題、防災・減災のまちづくりへの貢献に土地家屋調査士が今すべきこと」を広く発信することができたものと確信して

おります。重ねて御礼申し上げます。

さて、所有者不明土地問題の解消に向けた制度改革については、民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案が、本年4月21日の参議院本会議で全会一致をもって可決・成立しました。この制度改革の実現に向けては、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法・不動産登記法部会において検討が行われ、私も委員として参画し土地家屋調査士の視点から提言をしてきたところであり、参議院法務委員会においては参考人として出席し、改めて土地家屋調査士の視点から意見を述べました。これらの法律には、隣地使用权、相続登記の義務化、所有者の名寄せ、所有権登記名義人が外国人の場合の日本における連絡先の登記の義務化等が盛り込まれ、附帯決議には専門職者である土地家屋調査士の積極的な活用を図ることが記載されております。今後、政省令の改正案が策定されるものと思いますので、今後も連合会は積極的に議論に参画し、国民のためにも、運用面での土地家屋調査士の関与等を訴えていきたいと考えております。

次に、日本土地家屋調査士会連合会会則第68条の2に規定する土地家屋調査士職務規程は、令和2年8月1日から施行されておりますが、この土地家屋調査士職務規程第12条第2項に規定する連合会が別に定める要領、すなわち土地家屋調査士業務取扱要領が令和3年6月1日から運用開始となります。全国の全ての土地家屋調査士がこれにのっとり適正な業務を行うことが求められます。会員の皆様には、先程も述べた土地家屋調査士法第1条に規定された土地家屋調査士の使命に思いを致し、国家資格者としての矜持を持って

日々の業務を遂行していただきたいと思います。また、土地家屋調査士会におかれましても、適切な会員指導をお願いいたします。

さらに、土地家屋調査士が適正な業務を行うためには、当然のことながら研鑽が不可欠です。当連合会では、土地家屋調査士会の全ての会員が定期的に受講する研修、すなわち年次研修について検討を重ね、本年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項に規定するいわゆる義務研修に指定して実施することとしております。また、前述の法改正における土地家屋調査士の活用にも通じますが、管理人と成りうる人材育成を組織として取り組まなければなりません。土地家屋調査士一人一人が研修を受講し資質の向上に努めることこそ、土地家屋調査士としての使命を果たすことにつながるものと考えます。会員の皆様にはこの趣旨をおくみとりいただき、この研修に必ず出席いただきますようお願いいたします。

令和3年度の事業については、本年6月に開催予定の日本土地家屋調査士会連合会定時総会におけるご承認が必要となりますので、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつの開催となりますが、各土地家屋調査士会の会長及び代議員にご参集いただき議案の審議をいただく予定でおります。ご不安なところも

あるかと思いますが、安全に議案の審議がいただけるよう可能な限りの感染対策を講じることとしておりますので、諸事情をご賢察の上、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士制度は常に依頼者に最大限に何ができるかを意識し、その期待や要請に応えていかなければなりません。当連合会は土地家屋調査士政治連盟との連携を更に深め、土地家屋調査士制度の充実・発展に向けて全力で取り組み、役員一丸となって、迅速に邁進する覚悟でおります。そして、今日の非常事態を克服し、この経験を将来の土地家屋調査士が今後起こり得る自然災害等などにも迅速・的確に対応できるよう、逆境に負けない土地家屋調査士として組織力を結集し努力していきたいと思っております。今後とも土地家屋調査士会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力更にはご提言も賜りたくお願い申し上げます。

結びに当たり、本日ご列席の皆様のご健勝と土地家屋調査士会の益々のご発展を祈念するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息と、この試練を乗り越え一日でも早く日常の活動に戻れること、皆様と顔を合わせて制度の発展を語り合えることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

令和3年 第80回 定時総会(祝辞)

祝 辞



兵庫県司法書士会
会 長 鈴木 浩 巳

本日、兵庫県土地家屋調査士会の第80回定時総会が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。また、貴会の皆さまには、日頃より、当会の活動および会員の業務に多大なご協力、ご指導をいただき、心より御礼申し上げます。

本来なら、貴会定時総会に臨席させて頂き、会員の皆さまの前で祝意をお伝えすべきところですが、コロナ禍の状況にあり、昨年に引き続き、書面による祝辞に代えさせて頂きます。現在も緊急事態宣言が発令されておりますが、来年の定時総会は、各種団体がコロナ禍前のように開催できることを心から願っております。

さて、この場を借りまして、兵庫県司法書士会を取り巻く環境等について、ご報告させて頂きます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当会活動も一部中止、延期等を余儀なくされています。貴会におかれましても、同様にその活動が制限されているかと存じます。

当会では、すべての会議についてWEB利用を基本とし、集合形式の研修会は延期し又は人数を制限し、相談事業は面談相談を一時中断しております。これからは電話相談やWEB相談もできるだけ活用する方針としています。

昨年、当会に「デジタル化推進委員会」を設置いたしました。当会業務等のデジタル化を加速し、新しい事業形態を模索しながら、徐々に活動を広げていきたいと考えています。また、全国の司法書士会と協働して「相続登記相談センター」を立ち上げ、超高齢化社会における「相続登記の義務化」等に的確に対応していく所存です。

昨年の8月1日、土地家屋調査士法と司法書士法の一部改正が施行されました。そして、土地家屋調査士法・司法書士法ともにその第1条に使命規定が創設されました。これは、私たちが専門家として社会に果たすべき職責が明文化されたものです。今後、市民との接点である両会の会員一人ひとりがこの使命を全うし、協働しながら新たな法改正につながる立法事実を積み重ねていきたいと願っています。

今年は、土地家屋調査士会、司法書士会とも役員改選の年となっています。

橋詰会長はじめ退任される役員の皆さまには、本当にお世話になりました。心より御礼申し上げます。そして、三嶋会長はじめ就任される今期の役員の皆さま、引き続き当会へのご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

なお、当会の定時総会は、明日（5月22日）を予定しております。私は、3期目に立候補し定数内のため当選いたしました。改めまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、兵庫県土地家屋調査士会のますますのご発展と貴会の会員の皆さまのご健勝、そして新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束すること心から祈念いたして、祝辞といたします。

本日は、誠におめでとうございませう。

令和3年第80回 定時総会

去る5月21日（金）午後3時から兵庫県土地家屋調査士会地階会議室において令和3年第80回定時総会が開催されました。

本年度の定時総会は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う措置として、会場の規模を大幅に縮小し、会場に入場できる会員の人数を制限する事前登録制による総会として開催、会員の皆様には積極的な委任状提出による議決権行使の協力依頼が行われ、欠席会員のために定時総会の映像をライブ配信しました。

総会は、事前登録された14名の会員出席のもと、安居副会長による開会の辞、橋詰会長の挨拶が行われました。

引き続き、議長に神戸支部安西輝貢会員、副議長に伊丹支部島本一幸会員が選任され、各副会長及び各部長による事業報告並びに会務報告が行われた後、第1号議案から第5号議案が審議され、全ての議案が賛成多数により承認されました。

当日出席会員 14名、委任状出席会員 497名

第1号議案 令和2年度収支決算報告書承認の件

第2号議案 令和3年度事業計画（案）審議の件

第3号議案 令和3年度収支予算（案）審議の件

第4号議案 兵庫県土地家屋調査士会役員等選任規則
一部改正案審議の件

第5号議案 役員等選任の件

※第5号議案で選任されました新役員の名簿等は15ページに掲載しております。

審議終了後に、各種表彰受賞者及び2年間会務にご尽力いただいた業務部・広報部・研修部・社会事業部各部長、技術対策委員の氏名披露が行われ、最後に関和副会長の閉会の辞により、滞りなく総会は終了しました。

各種表彰受賞者及び業務部・広報部・研修部・社会事業部各部長、技術対策委員をご紹介しますのでご確認ください。

◆表彰

神戸地方法務局局长表彰

浅田 寿之（阪神）

瓜生 哲也（阪神）

木瀬 徹（但馬）

中西 勉（加古川）

藤井 裕一（姫路）



日本土地家屋調査士会連合会会長表彰

三嶋 裕之（神戸）	大坪 昇（伊丹）
大西 雅裕（加古川）	織田 浩司（伊丹）
佐藤 均（明石）	新田 徹（加古川）

長澤 隆生（姫路）
岩佐 陽介（東播）

北浦 宗明（加古川）

兵庫県土地家屋調査士会会長表彰

足立 卓弥（明石）	荒川 修介（但馬）
大石 太郎（阪神）	竹中 信策（東播）
田淵 博也（姫路）	西口 徹（西播）
橋詰 辰雄（加古川）	春名 英信（神戸）
福岡 信隆（伊丹）	福本 浩一（姫路）
部屋 昇壮（神戸）	山田 辰也（神戸）
山根 淳弘（阪神）	

研修部員

平川 朗雄（姫路）
中川 忠士（淡路）

田中 亮太（但馬）

社会事業部員

前川 豊（神戸）
釜江 健太（明石）

戸越 貴哉（伊丹）
上田利喜男（西播）

技術対策委員

委員長

西村 隆幸（神戸）

副委員長

福田 文彦（加古川）

委員

前田 博行（神戸）
黒田 博雄（西播）

富澤 誠二（阪神）
高見 忠良（東播）

永年在籍長寿御祝

足立 榮之進（姫路）	江尻 節子（西播）
川上 正嗣（阪神）	喜安 邦夫（姫路）
松隈 紀二郎（伊丹）	義村 勝（伊丹）

業務部員

山本 泰光（神戸）	武内 航（阪神）
山門 巧卓（阪神）	有川 貴宏（伊丹）
岡本 亮（姫路）	田中 真也（加古川）
世良田浩司（明石）	福浦 真介（西播）
塩見 吉伸（但馬）	竹中 信策（東播）
岸本 有宏（淡路）	

広報部員

矢野 太作（神戸）	大石 太郎（阪神）
-----------	-----------



副会長就任挨拶



副会長
山 本 剛

第80回定時総会におきまして副会長に選任いただきました、姫路支部の山本剛です。担当は広報部・社会事業部・境界問題相談センターひょうごとなります。

私は兵庫会にお世話になって35年になります。しかし、本会の役員の経験が少なく、不安はありますが、最後の恩返しではなく、恩送りと思い勤めさせていただきます。

広報部については、事業費のなかでも一番ウエイトが大きい部なので、難しい問題と思いますが、費用対効果を考慮しながら、効果的な広報活動を実行したいと思っています。また、土地家屋調査士政治連盟の長年の尽力により実現をした、民法や不動産登記の改正による相続登記の義務化・隣地使用权・土地の所有権放棄の制度等を不動産業界・隣接資格業・依頼人・隣接所有者に制度広報をPRしたいと思っています。

社会事業部については、筆界調査委員の充実及び狭あい道路解消の推進です。

狭あい道路拡幅整備が、減災・防災また、地域の活性化を促進するといった観点から各自治体に働きかけたいと思っています。

境界問題相談センターひょうごについては、裁判外における境界紛争の解決手段として実績も上げつつありますので、更なる発展をするようにしたいと思います。

以上三嶋新会長の所信表明を実現すべく、皆様のご協力をいただきながら精一杯努力致しますので、2年間宜しくお願い致します。



副会長
向 井 明 範

令和3年5月21日の第80回定時総会にて副会長に選任されました神戸支部の向井明範でございます。

会員の皆様には平素よりお世話になりありがとうございます。

本会の一員として微力ながらお役に立ちたいと思います。

前期の二年間は総務副部長として務めさせていただきましたが、執行部と事務局皆さんには大変お世話になりました。

私の担当は総務部・財務部でございます。会員の皆様の大事な大切な会費をお預かりし皆様にお役にたつような総務財務運営に努めて参る所存でございます。

未熟な私ですが、執行部の皆様と心をひとつにして三嶋会長のサポートが出来ますよう努力いたしますのでご指導の程お願い申し上げます。

副会長就任挨拶



副会長
渡邊 茂樹

このたび第80回定時総会におきまして副会長に選任いただきました、伊丹支部の渡邊 茂樹です。業務部と研修部、技術対策委員会を担当いたします。

業務部としましては、今年度より運用開始されました土地家屋調査士業務取扱要領に関しまして、内容の精査・研究を行い研修会等で発信していきたいと思っております。また会長の所信表明にもありました、官民境界協定の統一化について兵庫県や各市町と協議を行い、ここ数年業務部として取り組んでおります、行政が保管している土地改良や区画整理の測量成果の資料収集も引き続き行ってまいります。

研修部としましては、昨年度より開始しましたZoomによるWEB研修会ですが、受講者からはかなりの高評価を受けております。やはり、事務所で受講で

きることが一番のメリットであり、ビデオ研修とは違い疑問点は質問も可能なのが利点です。一方、従来通りの大会場での集合研修を希望されている方もいらっしゃると思います。現在はコロナ禍のため集合研修は開催できませんが、コロナが落ち着きましたら集合研修とWEB研修を同時開催し、会員の皆様がより受講しやすい環境を整えていきたいと思っております。また、今年度より日調連が主催する年次研修が開始されます。初年度のため手探り状態ではありますが、こちらに関しても会員の皆様がスムーズに受講できるよう、受講環境の整備に努めてまいります。

技術対策委員会としましては、継続して行っております測量技術研修を引き続き行い、会員の皆様のさらなる測量技術の向上に貢献していきたく思います。

昨年度は新型コロナの影響により会務運営が非常に困難でした。今年度も厳しい状況は続くとは思いますが、会員の皆様にはご協力とご理解をお願いし就任のご挨拶とさせていただきます。2年間よろしくお願い致します。

令和3年度 法務大臣表彰状受賞者について

本年度法務大臣表彰を 阪神支部 内川 誠会員が受賞されました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により連合会定時総会において式典が中止されたため、本年6月24日に神戸地方法務局において神戸地方法務局長より授与されました。

誠におめでとうございます。



境界問題相談センターひょうご センター長就任挨拶



境界問題相談センターひょうご
センター長 高橋 雅史

前期に引き続き、境界問題相談センターひょうごのセンター長を務めさせていただくこととなりました。前期の経験さらに反省も踏まえて精進してまいりますので、よろしくお願い致します。

前年までの境界問題相談センターひょうごへ、問い合わせの傾向としては、お正月、ゴールデンウィーク、お盆など長期休暇のあとに、相談が多く寄せられています。これは休暇中に所有する土地などの財産について、家族など親族間で話されているものと思われます。国民からの土地の問題に対する問い合わせに、誠実に対応できるように相談員である関与構成員と取り組んでまいります。

境界問題相談センターは、隣接する近畿2府4県でも運営されており、各单位会とも研修会などで協力体制を築きたいと考えております。

境界問題は、われわれ土地家屋調査士が扱う筆界の問題のほか、所有権の問題、さらにお隣との感情のまつれなど様々なことが、絡み合っていると思われます。また筆界特定により特定された筆界で、境界問題がす

べて解決されたものではありません。これらの問題を解決するためには、筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が、協力する必要があると思われます。

前期は、センター運営委員の弁護士の協力のもと相談手続きのロールプレイングの研修会を実施しましたが、今期も引き続き兵庫県弁護士会の関与構成員も参加いただける研修会などを、実施したいと考えております。土地家屋調査士と弁護士がそれぞれの専門の立場から、境界問題の解決に向けて取り組むために、今以上の連携を深めたいと思っております。

世の中が大きく変化していくなか、日本国内の土地の行政も大きく変わろうとしております。今期就任いただいた、担当副会長、センター推進委員、センター運営委員とも新たな気持ちで、境界問題の解決に向けて取り組んでまいりますので、境界問題相談センターひょうごへのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年

第78回日本土地家屋調査士会連合会定時総会



令和3年6月15日（火）東京ドームホテルにて令和3年（第78回）日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催されました。

本年度の定時総会も昨年に続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う措置として、大幅に規模を縮小して開催され、第1号議案から第5号議案までの各議案について審議可決されました。

議 事

- 第1号議案（イ）令和2年度一般会計収入支出決算報告承認の件
 （ロ）令和2年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員等選任の件

選任された役員（抜粋）

- 会 長 岡田 潤一郎（愛媛会）
 副会長 柳澤 尚幸（群馬会）
 野中 和香成（福岡会）
 鈴木 泰介（千葉会）
 鈴木 貴志（神奈川会）

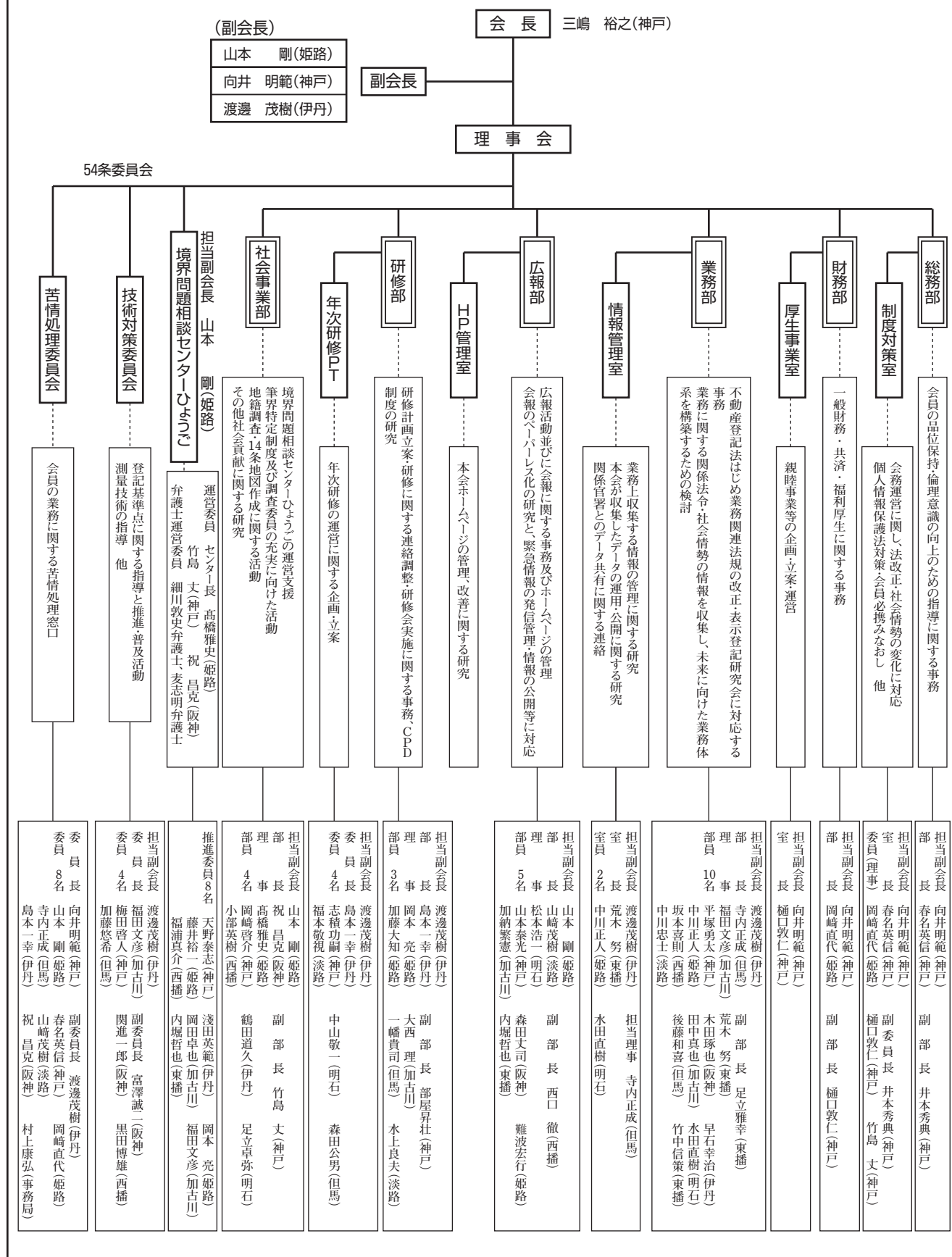
第3号議案 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件

第4号議案 令和3年度事業計画（案）審議の件

- 第5号議案（イ）令和3年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
 （ロ）令和3年度特別会計収入支出予算（案）審議の件



本 会 組 織 図



本会役員、各部・各委員会構成メンバー一覧（令和三年度）

監事	田中昭範
監事	織田浩司
監事	徳田義一

[illegible][illegible][illegible]

支部長就任挨拶

◆神戸支部



支部長
志 積 功 嗣

第68回神戸支部定時総会において神戸支部長に就任させていただきました志積功嗣と申します。これから1期2年を皆様と力を合わせて務めて参りたいと思いますので、宜しくお願い申し上げます。

神戸支部では以前より「絆」というスローガンを掲げ、土地家屋調査士の横の繋がりというものを大切に支部運営を進めて参りましたが、私自身も、この「横の繋がり」を深めるということが、結果、各会員の通常業務を円滑にし「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。」という土地家屋調査士としての目的を果たすことにも繋がるのだと考えております。

神戸支部では、この1期2年をかけて支部会員約170名の事務所を訪問させていただき、支部会員からのご要望や支部への思いといった生の声をお伺いするという事業を実施させていただきます。

コロナ禍において、以前よりも皆様とお顔を合わせてお話しさせていただく機会が少なくなってしまった今だからこそ、皆様の元にお伺いさせていただき直接お会いすることによって支部会員方々の人柄や考え方を理解し、会員の方々から寄せられるであろう生の声をもとに「横の繋がり・絆」を深めることの出来る事業を考案していきたいと思っております。

諸先輩方の築いてこられた神戸支部の一層の発展の為に支部執行部全員で精一杯尽力する所存ですので、今後ともご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げます。

◆阪神支部



支部長
阪 本 晃 一

このたび令和3年の阪神支部定時総会におきまして支部長に選任されました阪本晃一です。

皆様のご指導とご協力をいただきながら、支部長の職責を誠実に果たしていく所存です。

阪神支部は昨年尼崎支部と統合し、現在は西宮市、尼崎市および宝塚市から構成されています。

ここ数年は支部研修会や新年互礼会等の支部行事を合同で開催し、役員同士で協議を続けながら統合への道筋をつけてきました。

昨年度は支部行事がほとんど開催できず一緒に支部になった実感がない会員もいらっしゃると思いますので、今期は支部会員相互の親睦を深めるように努めてまいります。

支部会員数は90余名となりましたが、積極的に支部活動に参加して下さる会員は限られており、役員のなり手不足は深刻になるばかりです。

今後の支部運営のあり方については、組織のスリム化だけでなく兵庫県下での更なる支部の統合が必要ではないかと思っております。

支部そのものが必要ないのご意見もありますが、支部だからできる地元のつながりや今まで培ってきた支部会員同士の横のつながりを大事にしていきたいと考えております。

昨今の社会情勢により先行きが見えない中ではございますが、会員のために楽しく興味ある支部運営を心がけてまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

支部長就任挨拶

◆伊丹支部



支部長
稲 正 陽

令和3年（第38回）の支部定時総会におきまして、支部長に就任しました稲正陽でございます。氏名のよみかたは「イナ マサヒロ」ですので宜しくお願い致します。支部役員及び支部会員の方々の協力を得ながら、2年間の任期を微力ながら支部運営に全力を尽くしてまいります。

伊丹支部は現在4市1町に跨る会員数47名で構成されています。他支部と同様に会員の高齢化が進み、会員数は現在の人数で微増減するに留まっており、今後は支部運営方法も変化を求められる時期に差ししかろうとしています。一方、我々の業務環境につきましては、デジタル化、オンライン化及び押印廃止等急速に変革を求められ支部会員相互の情報交換・研修会等により積極的に取り組み研鑽を積んで行かなければなりません。又、新型コロナウイルス禍でその影響は現在も不透明な状況が続く中、会員同士や地域社会との繋がりが疎になる傾向を少しでも食い止めて行かなければならないと考えております。

今期は支部内でリモートツールを活用した会議の開催、支部会員相互の連絡方法の確立等を進め、本年度も支部内で研修研究委員会を設置しその中でリモート研修会の実施に向けたインフラ整備を実施し研修会等を開催したいと考えております。又、広報活動として各地区で市役所での無料登記相談を継続実施し地域社会に貢献してまいります。

当支部は会員同士の親睦が至って良好な支部と誇りに思っております、これも歴代の支部長をはじめ会員の方々のご尽力の賜物と思っております。今年度こそは支部会員間の親睦事業の実施・情報交換の取り組みを、感染防止を徹底した上で、行っていきたいと考え

ております。

最後に、諸官庁の方々、支部役員をはじめ会員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願いをしまして、挨拶とさせていただきます。

◆姫路支部



支部長
阪 田 博 和

歴代の支部長面々から突然の御依頼があり、さほどの自負や構想もないままお引き受けすることとなりました。

会員からの大反対があれば、それを口実に退散するつもりで居りましたところ、いろんな方々から応援も頂き、結果退けなくなっていました。

副支部長に適任と思われる方々にご依頼申し上げたところ、意外にも皆さん快く引き受けてくださいました。

日頃、さしたるお付き合いが無かったにも関わらず、ご苦勞をお掛けしますことを、心より感謝しております。

私は、会務に長いブランクがあり、企画部以外あまり経験ありません。

支部運営にあたり、まずその方針を示さねばなりませんが、社会の変化は激しく、コロナ禍の状況も加わって非常に難易度の高い作業になると思っています。

測量の作業方法の進化や民法、相続、住所変更、空き家対策あと筆界特定の進化等々が徐々にではありますが整備されつつあります。

ただ、日本特有の変化の遅さは、我々の職域においても例外ではありません。

むしろ、変化の遅さが際立っている分野だと思えます。

私たちは、地図の不正確さや資料の散逸に悩まされ、

支部長就任挨拶

手続のスピードは、電子化により格段に早まったという実感ありません。

隣接の調査には、登記簿の記載住所氏名より確認の方法は無いケースも多く、資産税課の情報も個人情報保護法に阻まれます。

前述の様な、日々会員が難儀していることについて、本会の指導の下に研修会等を企画していきたいと思っています。

また、市役所や法務局との打合せを日々行い、役所と会員の結節点となり、少しでも業務の円滑化を図りたいと思います。

同時に、支部が情報収集と発信の中心に戻ることで、会員の帰属意識を高めていき、そうすることで、将来の役員の担い手不足の解消にもつながるようにしたいと思います。

◆加古川支部



支部長
本 岡 明 仁

この度、令和3年（第43回）加古川支部定時総会におきまして、支部長に就任致しました本岡明仁と申します。

私が、土地家屋調査士会に入会して足掛け16年とまだまだ若輩者ですが歴代支部長の先輩方が築き上げた加古川支部の伝統を承継し、益々の支部発展を心掛け職務を全うしたいと思っています。

また新型コロナウイルス感染拡大防止の為、支部行事等は延期または中止により会員相互の親睦を深める場も少なくなっておりますが、支部会員数58名の皆様に情報共有等の充実化を図り、支部運営を円滑に行いたいと考えています。

さて、昨今は土地家屋調査士業務に関する法令法規の改革改正等が進み、我々の職域確保も徐々に充実し

てきているように思います。この改革も政治連盟や諸先輩方の功績によるものであり大変感謝致します。しかし、一般国民等からの土地家屋調査士の知名度及び高齢化による会員数の減少並びに次世代を担う若手育成不足等については、大きな問題だと思います。浅学非才の私ですが2年間この問題を含め土地家屋調査士制度の発展に注力していきますので、皆様のご理解とご協力の程お願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

◆明石支部



支部長
藤 本 明 生

令和3年度（第71回）明石支部定時総会において支部長に就任しました藤本明生と申します。支部長という大役を仰せつかり、改めて身の引き締まる思いがします。

私事ですが、1998年（平成10年）に土地家屋調査士として開業し、早いもので今年23年になります。その間、明石支部および他支部の方々には大変お世話になりました。今回の支部長就任にあたり、少しでもお返しできるよう頑張る所存でございます。

さて、現在明石支部では46名の会員が所属しております。平均年齢60.5歳と、私が入会した頃が、平均年齢55歳と記憶しておりますので、高齢化が進んでいる事が否めません。そんな状況の中、10年後、20年後にも国民に必要とされる資格者であるよう何をすべきか、支部の皆様と共に考えていきたいと思っています。

最後に、諸先輩方のご指導をいただきつつ、支部役員一丸となり会務にあたりますので、皆様のご協力を賜りますようお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

支部長就任挨拶

◆西播支部



支部長
庄 雅 宏

平素は、西播支部の活動に格別なるご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、僭越ながら支部長を仰せつかることとなりました。私にとって重責ではございますが、今までの経験を生かし、精一杯の努力をいたしますので、皆様にはご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、相変わらず世界的に猛威をふるっており、ワクチン接種は進んでいるものの、今もなお出口の見えない混沌とした状況が続いています。

歴史的に見ると劇的に時代が変わるとき、必ずしも良い出来事がきっかけとは限りません。コロナ流行以前は、数年かけて徐々にAIやICT等新技術の普及が進むと思われましたが、コロナ流行により、急激な変化を余儀なくされました。

我々の業界においても、既にオンライン申請、リモート会議、WEB研修等ノートパソコンさえ持っていれば、いつでもどこにいても仕事ができるようになりました。もはやコロナ収束後に、コロナ前の世界に戻ることはないと考えるべきでしょう。

さらにこれからも、我々は刻一刻と変化する社会環境に適応しなければ、必要な職責を果たすことができません。とはいえ、社会に適応できる能力さえ備えていれば、土地家屋調査士の未来は非常に明るいと考えます。なぜならどれだけ新技術が普及し現場の多くが数値化して可視化されたとしても、答えは、現場にしか存在しないからです。デジタル時代だからこそ現場の重要性が増しており、現場の専門家である我々は、今後も貴重で必要不可欠な存在であり続けることで

しょう。

最後になりますが、私が支部長に就任するにあたり、先輩から、「西播支部は、長年に亘り、風通しの良い雰囲気の中で、良好なコミュニケーションを取り、助け合い、協力し合って、技術を高め、情報を収集し、それぞれの職責を果たしてきた。」と伺いました。私の最も重要な役割は、その伝統を連綿と受け継ぐことです。

◆但馬支部



支部長
森 田 公 男

この度、第66回但馬支部定時総会におきまして支部長に就任いたしました森田公男と申します。副支部長として2期4年支部運営に携わり、今般支部長をさせていただくことになりました。何分「長」と名の付く役には元々縁がありませんので、不慣れな面が多々ありますが、支部役員、会員の皆様の知恵と力をお借りして精一杯務めさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年度の支部事業は新型コロナウイルスの影響で変更、中止を余儀なくされました。現在、感染予防が定着しワクチン接種も進んでおりますが、まだまだ終息には至っておりません。本年度の事業についても引続き、気を緩めることなく臨機応変に執行したいと思っております。

この一年余り政治、社会が新型コロナウイルス対策に追われる中、それとは別に調査士を取巻く環境は日々刻々と変化しています。変化があまり得意でない私ですが、その変化を臆することなく取り入れてゆく先に、調査士の新しい姿があるように思います。受験者の減少が止まらない今、そんな姿を若者に見せることで調査士の魅力を伝えられないものでしょうか。

支部長就任挨拶

但馬支部においても本会に倣い、役員会、研修会等は主にZoomを使用して行っております。前年度は本会の方々と研修部員さんには大変お世話になりました。本年度も引続き使用し安定した運用を心掛けたいと思います。

アフターコロナの社会がどのようなのか見通せない中、会員の皆様のご理解を頂き、役員が一つになり柔軟な支部運営に努めてまいりたいと思いますのでご協力の程、よろしくお願いいたします。

◆東播支部



支部長
高見 忠 良

第65回東播支部定時総会において、支部長に就任いたしました高見忠良と申します。

改めて支部長という責任有る職に就かせて頂くと、諸先輩方が支部運営に関し、いかにご尽力されていたかを痛感いたします。当職も身の引き締まる思いです。

コロナウイルス対策の影響で、業務方法等試行錯誤が繰り返されているところではありますが、我が支部においてもZoomを利用した支部会議の開催等の検討及び準備を行っているところです。

我が東播支部は会員数が減少しており、前支部長より支部運営について、スリム化及び会員のための情報伝達並びに会員相互の親睦の強化を図っているところではありますが、引き続き注力していく所存です。

支部運営に関し、本会等との連携を図り、いかに会員の役に立つ事業を行っていくかを念頭に置き、微力ではありますが頑張ってまいりたいと思います。

会員皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆淡路支部



支部長
福本 敬 視

このたび、第66回淡路支部定時総会におきまして支部長に選任されました福本と申します。

良き諸先輩方に生まれ、ご指導頂きながら入会して12年が経ちました。山崎前支部長より資料を引継ぎ、歴代支部長・執行部の活動記録や功績を振り返りますと、私に務まるものか不安と責任の重さを痛感しているところではありますが、支部役員並びに会員の皆様のご協力を頂き、2年間の任期を精一杯務めて参りたいと思います。

私が入会した当時は30名を超えていた淡路支部の会員も現在は23名となり、減少を続けております。会員数もさることながら新入会員数の低下と現会員の高齢化も進んでいる中で、支部長や本会役員を歴任していただいた後も、引き続き支部役員を引き受けていただかなければ支部運営が成り立たないのが現状であります。会員の皆様のご協力のもと、これからの支部運営のありかた自体を考えていかななくてはならないと感じております。

また、昨年来続きますコロナ禍の中での支部運営を、まだしばらく余儀なくされることとなると思います。このことにつきましては、Zoomによるオンライン研修会や調査士報告方式によるオンライン登記申請等、便利なりモートシステムが既に利用できる状況にありますので、会員の皆様が安心して利用できるようサポートしていければ思っております。

最後に、淡路支部の会員の皆様には、支部事情を考慮し、役員をお引き受け頂きました事に感謝するとともに、これからの2年間、支部運営にご指導・ご理解・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。支部長就任の挨拶とさせていただきます。

シリーズコラム

～土地家屋調査士から皆さんへ～



兵庫県土地家屋調査士会では、一般の皆さんへ向けて情報を発信していきます。土地家屋調査士への理解を深めていただくと共に、皆さんのご参考にもしていただける内容を発信していきますので、今後の情報発信にもご期待ください。



狭あい道路の問題か？

ある日、市役所から市道内に民有地が残っているの
で土地の分筆登記をしてほしいと依頼がありました。

法務局等で調べると確かに市道内に甲所有の土地の
一部（A地部分）が残っているのが確認出来ました。

市役所の担当者と打ち合わせをし、説明を受けたと
ころ、当初は市道以外の道路（B地部分）は建築基準
法42条2項道路であり、幅員も甲所有地を含んで4M
以上、そして国道に通り抜けできるので、地元自治会
が一部工事をしたら甲所有の土地全部（A地、B地）
を市道に編入の予定だったそうです。しかし、一部工
事出来ないの、甲は市道内以外の土地の寄付には応
じないとの事になったそうです。

ある程度事情が分かり、隣接には既提出測量図が
あったり、既協定図面があるので、現況測量から入
っていました。

そして、現況測量が完了したので、隣接地所有者の
立会日等の打合わせに所有者に会いに行きました。

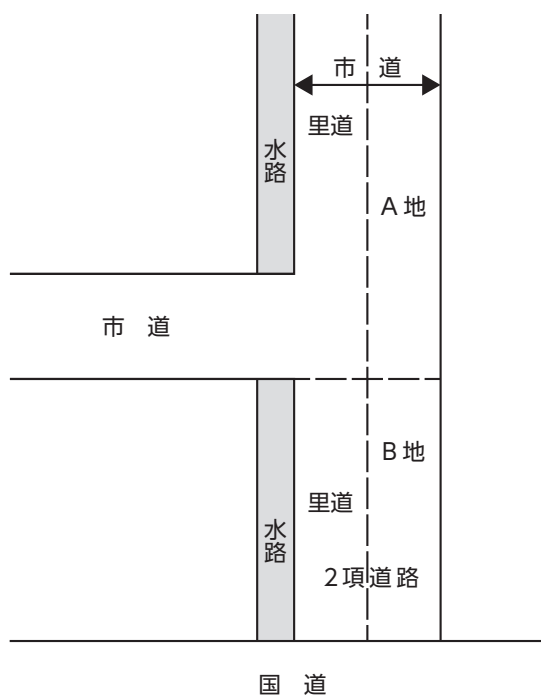
すると、「弁護士さんに図面を渡したいので、測量
が出来たら直ぐ頂けますか」との事、なんの事やら???!

詳細はと聞く前に甲所有者から延々と2時間現場で
事情（愚痴）を聞きました。内容は、個人名義の道路
（B地部分）を近隣の所有者が車でスピードを出して
通って国道に出るので注意したら、「ここは元々から
道路や何で注意されなあかんのや、通行したら悪いの
か、自分土地だというなら、どこまでが自分の土地な
のか見た目で見分けるようにしろ」そういったことが続
いたので、録画できるカメラを取り付け録画をし、そ
れを持って弁護士さんに相談に行ったそうです。弁護

士さんからは、「里道と甲所有地のB地部分との境界
を明確した方がいい」と言われ、それで市役所の費用
でB地部分の境界が明確に出来るのならとA地部分を
市に寄付するようにしたとの事でした。

私は市道内民有地をA地とB地に分筆をしたらい
だけの事だと思っていましたが、こんな隠れた事情が
あるとは、と複雑な思いをしながら、官民境界申請・
土地分筆登記を進めていきました。

そして分筆が完了したと所有者に伝えたところ、分
筆が出来たら、登記上地目が公衆用道路となっている
から宅地に地目変更した方がいいと弁護士さんからア
ドバイスを受けたので、地目変更の登記をして欲しい



と依頼がありました。

現場はアスファルト舗装し、2項道路でもあり、他の方も通行しているので地目変更は無理ですと断りました。

それから、何日かすると法務局から私に電話が入りました。

山本さんが分筆した土地の地目変更が、本人申請で出てきており、所有者が地目変更してくれないと困るとやいやい言うてくるのですが、何か事情をご存じでしょうか？と問い合わせがありました。

私は今までの事情を説明しましたが、その後宅地に地目変更ができたのかどうか分かりません。

しかし、アスファルト舗装も壊されておらず、通行に支障のある障害物も作ってはなく、表面上は何もかわっていないので、宅地に変更は出来ていないと思います。

事の発端は狭あい道路問題なのです。市道とまではしなくても、建築確認の時にB地部分を市名義に出来ていればこんな問題も起こらず、地元自治会・警察等の手を煩わせずに済んだのではないかと思います。

でも一番は近隣どうしなので上手に付き合っていけばいい事なのに!! (でもこれが一番難しい事かも)

(副会長 山本 剛)

シリーズコラム

～土地家屋調査士と行政諸問題～

兵庫県土地家屋調査士会では、国や地方自治体の抱える諸問題に対して、土地家屋調査士の職能を活かした施策等の提案、業務に際する民間目線での問題提起等を行ない、より良い行政サービスが提供されるように目指していきます。



官民境界協定における官公署等との協議について ～土地家屋調査士として目指すべき先は？～

神戸支部 樋口 敦仁

筆者の個人的な見解もありますが、多かれ少なかれ同様のお話を耳にすることもあったので共有できる内容ではないかと。

官民境界協定に際して、「隣接地同意」・「対側地同意」・「同意地権者の範囲（共有者代表・相続人代表）」等、不満とまでは言わないまでも、頭を悩ませたり、苦虫を噛み潰したりと悶々としたことがあるのではないのでしょうか？

「そこまで必要か？」・「申請人に負担を強い過ぎているのか？」・「〇〇市はそこまでは求めなかったのに」等、内容は様々かと思いますが、みなさんにもこのような経験がおありではないのでしょうか？

境界確定や登記申請という最終目的がある以上、対応せざるを得ないわけですが、一応は省略や簡略化の

協議を行います。決して、業務の簡略化が目的ではないのですが、筆者も幾度となくそのような協議を行ってきました。その協議の中で「それはそうだと」考えを改めさせられることがありました。

とある官公署との協議の中で、「先生（筆者）はよく、申請人や隣接地・対側地の所有者へ負担を強い過ぎている。とおっしゃいますが、**私たち〇〇市も同じように隣接地の所有者なのですが。。**」と。恐らく赤らんでいたであろう顔から血の気が引いていくのを感じました。それはそうです。官公署であっても隣接地の土地所有者（土地管理者）であり、民有地と同様に筆界の確認を求める地権者なのです。申請行為の延長線にあることもあってか、筆者にはそのような感覚が欠落していました。

隣接民有地の所有者に対しても、官公署と同じようなスタンスで確認を求めたり、協議したりするのか？決してしないなど、考えを改めました。それ以後は、官民の区別はなく、同様の隣接地地権者として協議に臨むように務めており、それもあってか、悶々とする回数は減ってきたのではないかと感じています。

しかし、根本的な部分、おかしいのでは？と感じている部分については解決していません。個別案件としてではなく、統一見解として変わらなければ意味がないのではないかと。そうすると、土地家屋調査士（本会・支部）と官公署との協議に委ねることになります。

筆者はご縁をいただき、支部や本会の役員として、官公署との連絡協議会などに参加させていただきました。その際にも前述した間違っただけで臨んでいたのかも知れないと反省はしておりますが、ここでは今後のお話とさせていただきます。筆者の反省を踏まえ、**連絡協議会等にどのように望むべきか？土地家屋調査士としてその先に目指すべきものは？**という視点で寄稿させていただきます。

連絡協議会等において、「〇〇を省略して欲しい」・「範囲は〇〇までにして欲しい」などの要望を提出してその回答を仰ぐ。事前協議等も行われているとは思いますが、ここに工夫を加えることができれば、より良い成果が得られるのではないかと考えました。

まず、官公署がどのような経緯で、そのように要望するに至ったかというバックボーンをきっちり理解しなければなりません。過去に係争などに発展した経緯があった。など、そこには何らかの理由があります。リスクヘッジを目的としているのなら、土地家屋調査士の職責を活かしてアジャストすることで、そこに寄与する道はないか？など、give-and-take・Win-Winの状況を模索していかなければなりません。

次に何故、土地家屋調査士としてそのような要望をするのかという点に対してですが、先にも書きましたが、業務の簡略化が目的などではあってはいけません。

依頼地・隣接地等の土地所有者に負担をかけていると考えるのであれば、その状況を適切に伝えることが必要となります。「〇〇までは不要なのではないか？」という要望ではなく、官公署サイドの要望も踏まえた上で、「〇〇に対しては土地家屋調査士として〇〇をすることによって、担保できるので省略しても差し支えないのではないかと」といった形式が望ましい。

内容などによって形式は様々になると思いますが、土地家屋調査士が関与し、職責を果たすことで提供できることがある。その基本的なスタンスをもって、協議・連絡協議会等に臨むことができれば、より良い成果へと繋がるのではないかと。それらにより、**官公署の提供する行政サービスが円滑でスリムなものになれば、国民への寄与にも繋がります。**土地家屋調査士が官公署と連携・協力して行政サービスが提供される。ここに、土地家屋調査士が目指すべき先があるのではないかと。

三嶋会長の就任挨拶のなかに、官民境界協定において、各官公署において手続きが相違している現状を是正していかなければならない。とありました。相違した手続きでは、煩雑さが生まれるだけではなく、官民境界線の確定において精度の低下も危惧されます。土地家屋調査士として看過することはできません。各官公署との連絡協議会等に注力されることになるでしょう。

専門国家資格者である土地家屋調査士として、官民境界協定にどのように参画していくか？大変、重要な課題ですが、**「官民境界協定においては土地家屋調査士の職責が必須である！」**と当然のように認知されていていく。そうならば、土地家屋調査士の未来も明るいものとなってきます。

三嶋会長の舵取りのもと、土地家屋調査士の目指すべき先がどのようになっていくのかを期待して寄稿を終えたいと思います。ご拝読、ありがとうございます。

政治連盟だより



兵庫県土地家屋調査士政治連盟
会長 橋詰 繁美

会員の皆さまにおかれましては、平素より政治連盟に対するご支援・ご協力を頂きまして誠にありがとうございます、心より感謝申し上げます。

この度、令和3年定時大会におきまして、政治連盟会長に就任いたしました、阪神支部の橋詰でございます。

はじめに高瀬前会長におかれましては、コロナ禍の大変な時期に兵庫県土地家屋調査士政治連盟会長、近畿ブロック協議会政治連盟会長として会員のためにご尽力頂きましたこと感謝申し上げます。

さて、所有者が分からない土地の問題を解消するための関連法が、令和3年4月21日に、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。全国には所有者が分からず公共事業や再開発の妨げとなる土地が多く存在しており、有効活用をするだけでなく、新たな所有者不明土地の発生を抑えるための法律であります。

登記簿上の所有者が確認できない土地は、日本の総面積で見ると九州本島より多いといわれています。法整備の狙いの一つとして、これまで所有者が不明だった土地を市場に流通させること、裁判所の判断で所有者が分からない土地の用途を変更したり売却したりできる制度にすることです。放置されて荒廃した所有者不明の土地は裁判所の許可を経て売却できることになり、今まで休眠状態だった土地が市場に出回るようになります。

また、共有者が分からない共有地も利用しやすくなるため、裁判所が決めれば所在不明の共有者を除外して共有地に宅地の造成など可能にするなど、所在不明の共有者の持ち分については、相当する金銭を供託し

て取得、売却できるようにするようです。法整備のもう一つの狙いは、所有者不明の土地を増やさないことで、相続が分かって3年以内に登記するよう義務付けをして手続きも簡素にし、相続人一人の申出で簡単に手続きができる仕組みとなります。

これまで相続登記では、相続人全員の戸籍などを集める必要があり、面倒な手続きでありました、所有者不明の土地の多くは、時がたつにつれて元の所有者にたどり着くのが難しくなり、土地を活用したくても所有者を探して現地を調査しなければならない手間がかかっていたため、土地を手放しやすくする制度が盛り込まれました。今回成立した相続土地国庫帰属法では、望まない土地や利用価値が乏しい土地を、相続して手放したい人は不要な土地を国庫に納付できるようにしました。法改正で相続した不要な土地を手放して国に帰属できる制度は、土地の筆界を明らかにしなければならないとしているので、今後、やり方によっては調査士業務の拡大につながると考えています。相続登記の義務化は10年前から兵庫会の政治連盟顧問の盛山先生、末松先生にお世話になり、当時の岩城法務大臣にお会いし直訴した記憶があります、あれから10年たちました。現在兵庫県土地家屋調査士政治連盟加入率は、全国47都道府県で最下位でございます。未加入の会員の皆さま方、どうか政治連盟に加入して頂き、政治連盟の活動に力をお貸しください。我々役員は国会議員、県会議員の選挙活動だけのために政治連盟活動をしているわけではございません。土地家屋調査士制度の発展充実に向けた活動をしていきます。この2年間は、顧問の先生方の力をお借りして、各支部地域に精通する市会議員、県会議員の方をご紹介頂き、土地家屋調査士業務について、勉強会をおこない土地家屋調査士

の知名度上げていけるよう努力してまいります。また、政治連盟の活動は本会事業の中で政治活動を担う一部門として会員の皆さまの将来の希望を見出すものでありますので、今まで以上に政治連盟の活動にご理解ご協力を賜ります様お願い申し上げます。

最後に今期2年間、政治連盟活動にご尽力を頂く役員をご紹介いたします。

副 会 長 安居 正彦（神戸支部）

副 会 長 山本 光利（東播支部）

幹 事 長 瓜生 哲也（阪神支部）

会計責任者 赤藤 健治（姫路支部）

会計職務代行者 矢野 太作（神戸支部）

副 幹 事 長・本会副会長 山本 剛（姫路支部）

副 幹 事 長 志積 功嗣（神戸支部）

副 幹 事 長 安西 輝貢（神戸支部）

副 幹 事 長 阪本 晃一（阪神支部）

副 幹 事 長 稲 正陽（伊丹支部）

副 幹 事 長 阪田 博和（姫路支部）

副 幹 事 長 本岡 明仁（加古川支部）

副 幹 事 長 西本 公彦（明石支部）

副 幹 事 長 庄 雅宏（西播支部）

副 幹 事 長 森田 公男（但馬支部）

副 幹 事 長 高見 忠良（東播支部）

副 幹 事 長 大住 勝宏（淡路支部）

以上18名、会員の皆さまのために活動してまいりますので、政治連盟に力をお貸しいただきます様、ご支援よろしくお願いいたします。



「流れ流れて趣味となり」

子が生まれ、そのことに背中を押されるように土地家屋調査士の資格を取り、今でこそ人並みに働くようになった私ですが、その昔は趣味に没頭するダメ人間でございました。

まずは音楽。小学生の時、右腕に大怪我をし、そのリハビリも兼ねてピアノを独学で始めたのがきっかけでした。独学なのでへたっぴではありますが、ある程度左右の指を独立して動かせるようになり、中学生の時の音楽会ではピアノ伴奏をしたりもしていました。その中学校の時の音楽の先生が声楽出身だったこともあってコーラス活動に参加するようになり、地元のホールでソロ歌唱したりもしています。また、大人になってからは何度か「第九」の舞台にも立たせていただきました。高校では、先にはじめた兄の影響もあり、吹奏楽部に所属。勉強そっちのけで部活に熱中。以前のリレーエッセイにも書いていますが、トロンボーン→チューバ→ユーフォニウムと楽器を替えながらも続けていました。社会人楽団にも所属していましたが、だいぶん前に止めてしまいました。ピアノも金管楽器も一日練習をサボればガクッと腕が落ちてしまうものですが、何年もブランクがありますので、今となってはほぼ素人に戻ってしまっている気がします。結構なお値打ちものであるユーフォニウムも現在物置で眠っています。唯一、今では声楽の経験がカラオケに多少活かされている程度でしょうか。コロナウイルスの影響もあってカラオケにも行けず、車の運転中に気晴らしに歌う程度になってしまいました。

次にゲーム。昔は勉強等に悪い影響がでるほどハマってしまっていました。大人になってからも信長の野望やドラゴンクエスト等のオンラインゲームもしていましたが、資格をとって独立してからは忙しくなり、パズルゲームや音楽ゲーム等の、一回のプレイ時間が短く、いつでも止められるものを中心になってしまいました。今では子のゲームに付き合う以外はあまり

がつつりとした重いゲームはやらなくなりました。

次に数理パズル。これも以前のリレーエッセイにも書いていたりします。これは、短い時間で細切れに取り組んでいいので、昔とそんなに付き合い方が変わっていないような気がします。ただ、パズルの本を持ち運ぶのは手間なので、スマホやタブレットでデジタルで遊ぶことが増えました。

次に食い道楽。以前はホットペッパーの写真や食ブログ等を見て店選びをし、実際に食べに行ったりしていました。私の家族も妻の家族も食い道楽を趣味とした人が多く、皆食べることが大好きです。私の場合は、特に和食とそれに合う日本酒の組み合わせが最強です。しかし、ここ2年くらいは旅行も控えており、外食も制限がされており、ストレスが溜まっております。コロナウイルスの影響がなくなってきたら再開したいところですが、子どもが大きくなり、私とほぼ変わらない量を食べるようになってきましたので、食費は以前の1.5倍です。お財布や妻や自分の体重と相談しながら再開の方針を決めなければいけません。

そして、今はいろんな仕事を、趣味のように楽しむように頑張っています。文章を書くのが苦手なのにこんな寄稿をしてみたり、人前で喋るのが苦手なのにラジオ放送に出てみたり、人の上に立つようなタイプではないのに支部の副支部長になってみたり、というのを半ばやけくそに楽しもうとがいています。実務の方でも、昔よりは人見知りしなくなった気がします。

いろいろ書いてきましたが、そのときそのときの生活様式に合わせて、楽しむことを楽しむことを忘れなければ、日々を幸せに過ごしていける、そんな気がします。さて、次は何を楽しもうかな？

(姫路支部 長澤 隆生)

私の事件簿 シリーズ

二転三転

ある土地の分筆の登記の依頼を受け、同じ敷地内に依頼者とその息子さんが、別個に家建てそれぞれ住んでいる状態で、後々の相続のためにそれぞれの家を分けるように分筆がしたいとの依頼を受け、お話を聞いていたところ、息子さんと反りが合わない（息子を怖がっている状態）とのことで、息子には分からないように手続きを進めて欲しいとの事でしたが、隣接地を息子さんが所有（実際は依頼者が区画整理の保留地を購入し息子名義で登記）しており、息子さんとの立会を抜きに手続きを進めることは難しいとの説明をしましたが、どうしても、息子との接触は避けたいとのことだったので、幸い区画整理地で境界標もいくつかは残っており、区画整理図面より現地境界復元も可能であったため、法務局に区画整理図を基に亡失点を復元し、筆界確認書の添付無しの現地確認にて登記申請を進めたい、もしくは申請後法務局より立会いを求めているだけで進めたい旨の相談に行ったところ周囲の既設境界標の状況から現地確認にて処理する方向で手続きを進める旨の回答を得、登記申請を行い現地実地調査し現場の状況からこのまま進めても差し支えないと

加古川支部
北 浦 宗 明

判断できるのでそのまま処理してもらえ方向となったのですが、その後法務局より連絡があり、やはり立会を求める方向で手続きを進めるとの連絡があり、法務局より立会依頼が行われ、依頼者息子さんより法務局に立会に応じる旨の連絡が入り、無事に申請が進むと安堵していたところその数日後にやはり立会には応じないとの連絡が法務局に入り、やむなく、申請を取り下げ、依頼者に事情を説明し、筆界特定を視野に準備をしていますと、依頼人息子さんより当方に連絡が入り事情を説明すると立会をして頂ける運びとなり、立会をし、再度登記申請に及び無事登記が完了するという案件がありました。

このように、案件によっては、隣接者によって、隣接者との意思疎通が困難であったり、家族関係が複雑で事件とは直接関係がなくとも立ち入れない部分があり、処理に悩まされること、またそれに伴い 処理方法が二転三転することは、まれにあることではと思いますが、状況に応じて臨機応変に根気よく作業を進めていかなければならない職業であると改めて感じた次第であります。

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和3年1月1日
至 令和3年6月30日

総 務 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月5日(火)	新入会員面談	本会会議室	2名
1月13日(水) ～1月14日(木)	全国会長会議	WEB会議	橋詰会長出席
1月14日(木)	登録証交付	本会会議室	1名
1月16日(土)	安否確認訓練	本会会議室	橋詰会長、安居副会長、瓜生総務部長、向井総務副部長出席
1月27日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
2月10日(水)	常任理事会	本会会議室	令和3年度事業計画案及び予算案の策定について他
2月17日(水)	登録証交付	本会会議室	1名
2月24日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月1日(月)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月11日(木)	常任理事会	本会会議室	令和3年度各部・委員会体制について他
3月12日(金)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月12日(金)	近プロ総務部会	WEB会議	橋詰会長、安居副会長、瓜生総務部長出席
3月16日(火)	新入会員面談	本会会議室	3名
3月16日(火)	登録証交付	本会会議室	1名
3月16日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和3年度事業計画案及び予算案について他
3月19日(金)	近プロ正副会長会議	WEB会議	橋詰会長出席
3月19日(金)	近プロ、近公連、近プロ政連合同会議	WEB会議	橋詰会長出席
3月25日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
3月31日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月1日(木)	弁護士会新役員あいさつ	本会会議室	橋詰会長、三嶋副会長出席
4月7日(水)	法務局長着任あいさつ	本会会議室	三嶋副会長出席
4月8日(木)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和2年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月8日(木)	常任理事会	本会会議室	決算監査について他
4月8日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月8日(木)	登録証交付	本会会議室	5名
4月9日(金)	淡路支部総会	洲本文化体育館	
4月10日(土)	東播支部総会	西脇ロイヤルホテル	
4月15日(木)	登録証交付	本会会議室	2名
4月15日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月21日(水)	西播支部総会	たつの商工会議所	
4月21日(水)	新入会員面談	本会会議室	1名
4月21日(水)	連合会役員選挙における選挙活動の有り様会議	WEB会議	橋詰会長(近プロ会長)出席
4月23日(金)	神戸支部総会	生田神社社会館	
4月23日(金)	阪神支部総会	西宮神社社会館	
4月23日(金)	伊丹支部総会	神戸三田ホテル	
4月23日(金)	加古川支部総会	加古川市勤労会館	
4月23日(金)	但馬支部総会	じばさんTAJIMA	
4月28日(水)	明石支部総会	アスパア明石	
4月28日(水)	近プロ正副会長会議	WEB会議	橋詰会長出席
4月28日(水)	近プロ正副会長・部会長会議	WEB会議	橋詰会長、安居副会長、瓜生総務部長出席
5月6日(木)	常任理事会	本会会議室	役員等選任規則一部改正案について他
5月6日(木)	名誉会長・相談役・参与会	本会会議室	令和2年度会務報告並びに令和3年度の会務方針について他

部会・委員会報告

自 令和3年1月1日
至 令和3年6月30日

総務部			
開催日	行事名	場所	議題等
5月12日(水)	登録証交付	本会会議室	3名
5月18日(火)	総務部会	本会会議室	令和3年度定時総会の運営について他
5月18日(火)	理事会	本会会議室	役員等選任規則の一部改正について他
5月20日(木)	姫路支部総会	姫路商工会議所	
5月21日(金)	第80回 定時総会	本会会議室	14名出席
6月2日(水)	近プロ各会新旧会長会議	WEB会議	橋詰名誉会長、三嶋会長、山本・渡邊両副会長、島本研修部長出席
6月3日(木)	連合会定時総会に係る開催方法についての説明会	WEB会議	三嶋会長出席
6月10日(木)	新入会員面談	本会会議室	1名
6月10日(木)	総合役員会	楠公会館	副会長及び理事の担当する業務範囲の指定案について他
6月11日(金)	連合会第78回定時総会事前説明会	WEB会議	三嶋会長出席
6月15日(火)	連合会 第77回 定時総会	東京ドームホテル	三嶋会長、山本・向井・渡邊各副会長、島本常任理事出席
6月16日(水)	新入会員面談	本会会議室	2名

財務部			
開催日	行事名	場所	議題等
3月16日(火)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和3年度事業計画案及び予算案について他
4月8日(木)	総務・財務合同部会	本会会議室	令和2年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月8日(木)	退会一時金配分委員会	本会会議室	令和2年度共済特別会計繰越金の処分案について他
4月15日(木)	監事会	本会会議室	決算監査の打合せ他
4月15日(木)	決算監査	本会会議室	令和2年度決算監査
6月10日(木)	監事会	楠公会館	筆頭監事の選任について他

業務部			
開催日	行事名	場所	議題等
1月22日(金)	業務部小部会	本会会議室	表示登記研究会・事務連絡会で作成されたQ&Aのまとめ
2月12日(金)	業務部会	本会会議室	令和2年度の事業について他
2月15日(月)	加東市役所・小野市役所・福崎町役場訪問	各市町	丸山業務副部長出席
3月1日(月)	加東市役所訪問	加東市役所	丸山業務副部長出席
3月10日(水)	丹波篠山市役所訪問	丹波篠山市役所	丸山業務副部長、有川部員、荒木情報管理室協力員出席
3月26日(金)	近プロ業務部会	WEB会議	田中業務部長出席

広報部			
開催日	行事名	場所	議題等
2月12日(金)	広報部会	本会会議室	令和2年度事業について他
3月15日(月)	近プロ広報部会	WEB会議	樋口広報部長出席
3月19日(金)	近プロ立命館大学寄付講座茨木キャンパス見学会	立命館大学茨木キャンパス	井本講師出席
4月9日(金)	令和3年度立命館大学寄付講座ガイダンス	WEB会議	橋詰会長(近プロ会長)出席
6月29日(火)	広報部会	本会会議室	今年度の事業について他

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和3年1月1日
至 令和3年6月30日

研 修 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月20日(水)	第2回選択研修会	WEB配信	107名受講
1月20日(水)	研修部会	WEB会議	令和2年度の事業について他
2月17日(水)	研修部打合せ	本会会議室	関和副会長、中山研修部長、部屋研修副部長、平川部員出席
3月23日(火)	近プロ研修部会	WEB会議	中山研修部長出席
3月25日(木)	研修部打合せ会	本会会議室	WEB研修について他
6月6日(日) ～6月8日(火)	令和2年度土地家屋調査士新人研修	つくば国際会議場	9名受講

社 会 事 業 部			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月7日(木)	近プロ社会事業部会	WEB会議	宮嶋社会事業部長出席
1月27日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第2回幹事会	弁護士会館・WEB会議	高橋委員、宮嶋委員出席
2月17日(水)	筆界調査委員による勉強会	WEB配信	52名受講
2月17日(水)	社会事業部会	本会会議室	狹隘道路問題における調査士の活用を目指した活動について他
3月4日(木)	近プロ社会事業部会	WEB会議	宮嶋社会事業部長出席
3月15日(月)	姫路市役所訪問	姫路市役所	宮嶋社会事業部長、高橋理事、木戸姫路支部副支部長出席
3月25日(木)	所有者等探索委員による勉強会	WEB会議	
5月26日(水)	近畿災害対策まちづくり支援機構第4回幹事会	弁護士会館・WEB会議	高橋委員、宮嶋委員出席
6月29日(火)	社会事業部会	本会会議室	今年度の事業について他

技 術 対 策 委 員 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
3月19日(金)	技術対策委員会	本会会議室	令和2年度事業について他
6月25日(金)	技術対策委員会	本会会議室	正副委員長の互選について他

境界問題相談センターひょうご			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
1月22日(金)	センター研修会打合せ	本会会議室	三嶋副会長、高橋センター長、竹島運営委員、藤井推進委員長、阪本推進副委員長出席
2月10日(水)	センター研修会打合せ	本会会議室	高橋センター長、藤井推進委員長出席
2月26日(金)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
2月26日(金)	センター研修会	WEB配信	34名受講
2月26日(金)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
3月12日(金)	近プロセンター長会議	WEB会議	高橋センター長出席
4月20日(火)	推進委員会	本会会議室	運営状況報告他
4月20日(火)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他
5月18日(火)	センター研修会打合せ	本会会議室	高橋センター長、竹島運営委員、藤井推進委員長、阪本推進副委員長、内海委員出席
6月10日(木)	センター研修会打合せ	本会会議室	高橋センター長、竹島運営委員、藤井推進委員長、阪本推進副委員長、内海委員出席
6月22日(火)	運営委員会	本会会議室	運営状況報告他

部 会 ・ 委 員 会 報 告

自 令和3年1月1日
至 令和3年6月30日

支 部 長 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
4月8日(木)	支部長会	本会会議室	各支部の情報交換他
6月10日(木)	支部長会	本会会議室	正副議長の選任について他

選 挙 管 理 委 員 会			
開 催 日	行 事 名	場 所	議 題 等
4月22日(木)	選挙管理委員会	本会会議室	立候補の受付状況について他

登 記 書 類 専 門

土地家屋調査士 } 書類印刷販売
司 法 書 士 }

有限会社 旭 印 刷

◎ 申請書、図面、表紙、その他1種類
1000枚以上貴名入サービスいたします。

◎ ワープロ用白紙色々在庫しております。
見本請求して下さいお送りいたします。

☎535-0002 大阪市旭区大宮4丁目15番13号
TEL (06) 6953-1266 番
FAX (06) 6953-1434 番
振替口座大阪00980-7-121433

OAシステム・土木施工/測量CADシステム
公共土木・測量委託積算システム
測量機器・計測機器・レーザー機器
測量用品・設計/製図用紙 他

Reliance
system instrument

Leica
Geosystems

株式会社リライアンス

〒677-0057

兵庫県西脇市野村町茜が丘36-3

TEL:0795-27-7007 FAX:0795-22-7017



会員の動向

令和3年6月30日現在

〇入会届

支 部 阪 神 入会年月 R 3 ・ 1 ・ 12		こもだ ゆうすけ 荻田 祐介 登 録 番 号 2 5 3 1	事務所 〒663-8121 西宮市戸崎町 6 - 5 甲子園口Sビル101号室 T E L 0798 (31) 2081 F A X 0798 (31) 2082 E-mail y-komoda@arrow-f.com	測補
支 部 伊 丹 入会年月 R 3 ・ 2 ・ 1		かわむかい よういち 川向 陽一 登 録 番 号 2 5 3 2	事務所 〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘 3 丁目107- 3 T E L 072 (744) 1246 F A X 072 (744) 1289 E-mail kawamukai-sokuryou@sirius.ocn.ne.jp	
支 部 阪 神 入会年月 R 3 ・ 2 ・ 10		くわはら かずゆき 桑原 一行 登 録 番 号 2 5 3 3	事務所 〒661-0012 尼崎市南塚口町 5 丁目15-10 甲東プラザ1階 T E L 06 (6426) 6606 F A X 06 (6426) 6607 E-mail sokutou.kuwahara@gmail.com	測補
支 部 加 古 川 入会年月 R 3 ・ 3 ・ 10		まるやま まさし 丸山 雅史 登 録 番 号 2 5 3 4	事務所 〒676-0808 高砂市神爪 1 丁目16- 6 宝殿ヤングビル104号 T E L 079 (440) 6016 F A X 079 (244) 1561 E-mail gyoseishoshi@maruyama-shihoshoshi.com	司 行 測補
支 部 神 戸 入会年月 R 3 ・ 3 ・ 10		ふなもと ゆうすけ 船本 佑介 登 録 番 号 2 5 3 5	事務所 〒657-0831 神戸市灘区水道筋 6 丁目 7 - 3 王子公園ハイム401 T E L 078 (777) 2760 F A X 078 (777) 2751 E-mail funamoto@ship-book.com	司 行
支 部 神 戸 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		あおば ひろあき 青葉 洋明 登 録 番 号 2 5 3 6	事務所 〒650-0025 神戸市中央区相生町 5 丁目12- 7 生田ビル 3 F T E L 078 (578) 5970 F A X 078 (578) 9159 E-mail hiroaki-aoba@gmail.com	司 行 測補
支 部 神 戸 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		あらの いさお 荒野 功 登 録 番 号 2 5 3 7	事務所 〒650-0034 神戸市中央区京町74 京町74番ビル 6 階 T E L 078 (334) 7015 F A X 078 (334) 7018 E-mail arano@jfd.jp	測
支 部 加 古 川 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		おおにし たかや 大西 貴耶 登 録 番 号 2 5 3 8	事務所 〒675-1115 加古郡稲美町国岡 6 丁目154 T E L 079 (492) 1176 F A X 079 (492) 3389 E-mail ohnishi1@sweet.ocn.ne.jp	測補

会 員 の 動 向

令和3年6月30日現在

支 部 姫路 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		なかがわ まさと 中川 正人 登 録 番 号 2 5 3 9	事務所 〒679-2131 姫路市香寺町犬飼871-24 T E L 079 (227) 1227 F A X 079 (244) 1287 E-mail aozora.k-k@gaia.eonet.ne.jp	行 測補
支 部 姫路 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		みわ やすこ 三輪 恭子 登 録 番 号 2 5 4 0	事務所 〒670-0851 姫路市京口町61 T E L 079 (288) 4420 F A X 079 (282) 1875 E-mail miwa.shihousyoshi@nifty.com	司 測補
支 部 阪神 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 1		くまはし けいや 熊橋 慶也 登 録 番 号 2 5 4 1	事務所 〒662-0075 西宮市南越木岩町11-6-305 T E L 0798 (31) 6862 F A X 0798 (31) 6863 E-mail k_12_k_20@yahoo.co.jp	司 測補
支 部 姫路 入会年月 R 3 ・ 4 ・ 12		なかしま よしと 中島 義人 登 録 番 号 2 5 4 2	事務所 〒671-1112 姫路市広畑区北野町1丁目61-1 阪田登記測量事務所内 T E L 079 (236) 2540 F A X 079 (236) 6836 E-mail 19871109.yoshi@gmail.com	測補
支 部 神戸 入会年月 R 3 ・ 5 ・ 6		まつおか じゅん 松岡 純 登 録 番 号 2 5 4 3	事務所 〒651-0061 神戸市中央区上筒井通5丁目3-23 東和ハイツ2B T E L 078 (862) 3286 F A X 078 (862) 3289 E-mail matsuoka@akarisokuryo.com	
支 部 加古川 入会年月 R 3 ・ 5 ・ 6		おくむら しょうへい 奥村 昌平 登 録 番 号 2 5 4 4	事務所 〒675-0163 加古郡播磨町古宮7丁目2-1 T E L 078 (962) 9595 F A X 078 (949) 2033 E-mail okumura@21touki-sokuryo.com	測補
支 部 姫路 入会年月 R 3 ・ 5 ・ 6		よしい じゅんいち 吉井 淳一 登 録 番 号 2 5 4 5	事務所 〒671-1121 姫路市広畑区東新町1丁目77-2 T E L 079 (238) 3866 F A X 079 (238) 3867 E-mail yoshii-office@meg.winknet.ne.jp	司 行 測補

会 員 の 動 向

令和3年6月30日現在

○法人成立

阪神	土地家屋調査士法人アローフィールズ		従	法人番号	01-0059-14-0010
	事務所	〒663-8121 西宮市戸崎町 6 番 5 号 甲子園口Sビル101号室			
R3.2.1	TEL	0798 (31) 2081	FAX	0798 (31) 3082	
	社員名	菰田 祐介			

姫路	土地家屋調査士法人飯塚昌弘合同事務所		主	法人番号	14-0015
	事務所	〒670-0992 姫路市福沢町 3			
R3.4.20	TEL	079 (240) 6270	FAX	079 (240) 6271	
	社員名	飯塚 昌弘			

○名簿記載事項変更・訂正

登録番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
2386	安部 憲孝	(E-mail) furumai_office@yahoo.co.jp	神戸	13
2415	天野 泰志	(E-mail) y-amano@basil.ocn.ne.jp	神戸	10、13
1649	桂 泰久	(E-mail) yk88888888jp@yahoo.co.jp	神戸	17
2436	木畑 勝則	(E-mail) t-oono@office.email.ne.jp	神戸	18
2313	志積 功嗣	(E-mail) k-shizumi@kobe-yamate.com	神戸	9、21
1651	津村 章浩	(E-mail) tsumura1977@icloud.com	神戸	24
2508	永松 俊介	(E-mail) nagamatsu@lp-c.jp	神戸	25
2026	東田 昇	(E-mail) bonohiga@ja3.so-net.ne.jp	神戸	27
169	平野 文昭	(E-mail) turumoto1@gmail.com	神戸	28
2111	安居 正彦	(E-mail) myasui@sage.ocn.ne.jp	神戸	1、32
1806	横田 潤	(E-mail) yokota1806@yahoo.co.jp	神戸	33
2384	横田 史生	(E-mail) yokota2384@yahoo.co.jp	神戸	33
2214	池長 秀享	(E-mail) teru@cf.em-net.ne.jp	阪神	41
1608	大久保 充男	(E-mail) ookubo-office@adagio.ocn.ne.jp	阪神	42
1299	川上 正嗣	(E-mail) info-ono@wine.plala.or.jp	阪神	64
2229	田村 充	(E-mail) tamten2229_1122@yahoo.co.jp	阪神	44
1940	田頭 義則	(E-mail) tagasira@gaia.eonet.ne.jp	阪神	44
2254	西川 文明	(E-mail) zampanp@mve.biglobe.ne.jp	阪神	65
2283	宮嶋 明	(E-mail) a-miyajima@jb3.so-net.ne.jp	阪神	2、46
1731	上山 秀雄	(E-mail) u_sun_ueym@yahoo.co.jp	伊丹	53
1327	臼井 孝文	(E-mail) usui_sokuryou@nike.eonet.ne.jp	伊丹	53
2274	大西 正之	(E-mail) 0rx38x463323c2z@ezweb.ne.jp	伊丹	54
2033	中井 富子	(E-mail) t_nakai@mbr.nifty.com	伊丹	55
2515	長嶋 玲	(FAX) 072 (703) 0968	伊丹	55
2462	中田 哲	(E-mail) nakasato@i.softbank.jp	伊丹	52、55
1831	原田 定喜	(E-mail) haradaoffice66@yahoo.co.jp	伊丹	56

会 員 の 動 向

令和3年6月30日現在

登録番号	会員名	名簿記載事項	支部	名簿頁
2157	松本 道康	(E-mail) m-office@hera.eonet.ne.jp	伊丹	57
2465	山住 正	(E-mail) yamazumi.lawyer@gmail.com	伊丹	58
1280	義村 勝	(E-mail) yoshimura-j@nifty.com	伊丹	58
1667	上田 純道	(E-mail) rnna2012@gmail.com	姫路	75
2259	上山 奉伯	(E-mail) ueyama-office@kfz.biglobe.ne.jp	姫路	75
1955	岡本 恵美	(E-mail) e.okamotty@cream.plala.or.jp	姫路	75
2003	北村 周市	(E-mail) k-shu1@gaia.eonet.ne.jp	姫路	77
1479	喜安 邦夫	(E-mail) cucu@nike.eonet.ne.jp	姫路	78
1868	津田 信行	(E-mail) zxzx222@gmail.com	姫路	81
1582	難波 成光	(E-mail) nannba@oak.ocn.ne.jp	姫路	82
1965	畑 良浩	(E-mail) lannd_maa9@joy.ocn.ne.jp	姫路	83
2279	福本 浩一	(E-mail) tj1818@takahashi-jimusyo.net	姫路	83
1925	網干 秋王	(E-mail) a.aboshi@advc.co.jp	加古川	92
1973	網干 年明	(E-mail) nqkv03657@ares.eonet.ne.jp	加古川	92
1859	木下 雅之	(E-mail) kinoshita.1688@gmail.com	加古川	94
1398	東山 芳朗	(E-mail) 削除	加古川	96
2231	前田 純司	(E-mail) takuya-maeda@h6.dion.ne.jp	加古川	97
1189	前田 拓也	(E-mail) takuya-maeda@h6.dion.ne.jp	加古川	98
2280	村上 誠	(E-mail) murakami-sokuryo@bb.banban.jp	加古川	90、98
1677	高見 清治	(E-mail) stk2975@topaz.plala.or.jp	明石	107
2143	尾西 一泰	(E-mail) kazu381123fuhiko357@docomo.ne.jp	西播	113
476	圓尾 哲	(E-mail) falcon@tatsuno.or.jp	西播	117
1420	萬代 新一郎	(E-mail) mandaijim@gmail.com	西播	117
2184	五十嵐 清高	(FAX) 0796 (23) 5176	但馬	123
2185	五十嵐 由美子	(FAX) 0796 (23) 5176	但馬	123
2393	田中 亮太	(E-mail) ryota.tanaka1980@gmail.com	但馬	122、126
2278	岩佐 陽介	(E-mail) kuhoki816@gc5.so-net.ne.jp	東播	133
2348	内堀 哲也	(E-mail) info@uchibori.email	東播	131、133
1758	小林 正夫	(E-mail) k1masao@hera.eonet.ne.jp	東播	134
2041	上宮 孝文	(E-mail) qgkd44458@maia.eonet.ne.jp	淡路	140
2407	岸本 有宏	(E-mail) arinko628@outlook.jp	淡路	140
1905	土井 恵一朗	(E-mail) doi-k.m2@hyper.ocn.ne.jp	淡路	139、140
1467	深堀 克己	(E-mail) boribori916@yahoo.co.jp (FAX) 0799 (22) 9405	淡路	141
2286	山崎 茂樹	(E-mail) yamasaki-s@r.sky.sannet.ne.jp	淡路	139、142
1887	山形 健郎	(E-mail) ty3365@r.sky.sannet.ne.jp	淡路	6、142

会員の動向

令和3年6月30日現在

○支部移動届 (姫路支部→西播支部)

支部 西播 移動年月 R3・3・31		あまの ただし 天野 直 登録番号 1 3 3 4 登録年月日 昭和44年8月30日	事務所 〒679-4167 たつの市龍野町富永705-3 TEL 0791 (62) 2548 FAX 0791 (72) 8888 E-mail amano-office@juno.ocn.ne.jp	行
-----------------------------	---	---	--	---

(神戸支部→阪神支部)

支部 阪神 移動年月 R3・4・1		なかの すすむ 中野 進 登録番号 2 4 8 5 登録年月日 平成29年2月1日	事務所 〒662-0857 西宮市中前田町8-16 TEL 0798 (78) 3479 FAX 0798 (78) 3480 E-mail voce.very@gmail.com	認
----------------------------	---	--	---	---

○事務所変更届

登録番号	会員名	事務所	電話・FAX	支部	名簿頁
2321	廣田 隆徳	〒676-0814 高砂市春日野町2352-7	TEL 変更なし FAX 079(439)7864	加古川	89、97
2134	梶原 俊隆	〒674-0094 明石市二見町西二見2001-18 D314	TEL 変更なし FAX 変更なし	明石	105
2283	宮嶋 明	〒660-0084 尼崎市武庫川町2丁目38	TEL 06(7410)7910 FAX 06(7410)7910	阪神	2、46
2272	荒木 努	〒675-2353 加西市吉野町323	TEL 0790(20)0874 FAX 0790(20)4816	東播	132、133
2278	岩佐 陽介	〒679-0106 加西市豊倉町701-3	TEL 0790(47)1638 FAX 0790(47)1638	東播	133
2140	飯塚 昌弘	〒670-0992 姫路市福沢町3	TEL 変更なし FAX 変更なし	姫路	73
1775	西本 公彦	〒673-0541 三木市志染町広野4丁目513	TEL 0794(88)8818 FAX 0794(88)8810	明石	101、108
1835	阿曾 則康	〒671-2532 宍粟市山崎町高所212-1	TEL 0790(71)0945 FAX 0790(77)0345	西播	113
2111	安居 正彦	〒654-0054 神戸市須磨区須磨本町2丁目 1-21-202号	TEL 078(798)5916 FAX 078(798)5918	神戸	1、32、148
2492	鶴田 道久	〒664-0881 伊丹市昆陽8丁目21-1	TEL 変更なし FAX 変更なし	伊丹	52、55
2314	中野 将生	〒654-0154 神戸市須磨区中落合1丁目 1-401-506号	TEL 078(778)8836 FAX 078(778)8836	神戸	35

会 員 の 動 向

令和3年6月30日現在

○退会届

登録番号	会員名	退会年月日	事 由	支部	名簿頁
1457	福田 見正	R 3 . 2 . 26	廃 業	加古川	97、161
1500	矢野 喬司	R 3 . 3 . 20	廃 業	西播	118、164
1328	田原 芳広	R 3 . 4 . 12	廃 業	姫路	81、159
1411	吉田 康男	R 3 . 4 . 16	廃 業	東播	137、164
21	鎌谷 寿活	R 3 . 5 . 31	廃 業	姫路	77、156
1893	高田 寿宏	R 3 . 6 . 16	廃 業	神戸	22、158

～訃 報～ つつしんでご冥福をお祈りいたします。



神戸支部 前田 哲也 殿(享年73歳)
は、令和3年1月9日にご逝去されました。

(昭和57年4月16日入会)



伊丹支部 早野 政義 殿(享年88歳)
は、令和3年2月24日にご逝去されました。

(昭和53年1月20日入会)

3次元の時代を迎え、測量CADはいま、ONEへー

時流の64bitアプリケーション
新・測量CADシステム「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

使いやすさを追求したUI・操作性!

マルチディスプレイ対応!

オープンデータの活用!

連携

福井コンピュータの測量業向けソリューション

“i-Construction”を強力に支援!

TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンドポイント】

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ 検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

会員の動向

令和3年6月30日現在

新入会員

アンケート

- ①出身地はどこですか？
- ②あなたの住んでいるまちの自慢をしてください。
- ③調査士になったきっかけは？
- ④仕事から帰ってのお楽しみは？
- ⑤好きな休日の過ごし方は？
- ⑥ちょっぴり自慢出来ることを教えてください。
- ⑦最後に土地家屋調査士としての意気込みをお願いします。



阪神支部
荻田 祐介

- ①大阪府
- ②北摂地域のベッドタウンなので治安が比較的良いです。
(豊中市南桜塚)
- ③宅建取得後に上位資格を目指したため。
- ④禁酒・禁煙したので、今は特にありません。

- ⑤家族とショッピング等
- ⑥本当に自慢出来ることはないのですが、今後別の資格に挑戦しようと思います。
- ⑦調査士としての経験値は少ないので、今後別の資格を目指して幅広く業務が出来るように頑張ります。



伊丹支部
川向 陽一

- ①兵庫県伊丹市
- ②飲食店が多い。(池田市住吉)
- ④缶チューハイを片手に読書
- ⑤ドライブ
- ⑥漢字が得意
- ⑦大阪会で22年過ごしてきました。
地元に帰って後半戦、ますます頑張りたいと思います。



加古川支部
丸山 雅史

- ①加古川
- ②ほどよく田舎。(高砂市神爪)
- ③隣接士業をしていた為。
- ④息子の世話。
- ⑤息子と遊ぶ。
- ⑥毎朝4時に起きて読書をしている。
- ⑦未熟ではありますが、頑張ります。



神戸支部
青葉 洋明

- ①岡山県倉敷市
- ②綺麗な町並みと六甲の山並み。
都会すぎない、住みやすい環境です。(神戸市灘区)
- ③司法書士以外に対応可能業務の分野を広げたかったため。
- ④ジムでのトレーニングと水泳。
コロナであまりできていませんが...

- ⑤ロードバイクで出かけること。六甲山にもよく出掛けてます。
- ⑥スポーツならだいたいなんでもできます。
- ⑦依頼者の方に信頼してもらえるような、丁寧かつスピーディな仕事を心がけて頑張ります。



加古川支部
大西 貴耶

- ①兵庫県加古郡稲美町
- ②自然豊かで空気が美味しいです。
(稲美町)
- ③父親が調査士事務所を開業していたことで、目指そうと思いました。
- ④子どもと遊ぶこと。
- ⑤子どもと遊ぶこと。

- ⑥野球をやっていたので体力には自信があります。
- ⑦父親に負けないように頑張ります。



姫路支部
三輪 恭子

- ①兵庫県姫路市
- ②閑静な住宅街です。
- ③幅広い知識を得ようと思ったため。
- ④犬と遊ぶこと。
- ⑤ドライブに行くこと。
- ⑥体が少し柔らかい。
- ⑦皆様に信頼していただけるよう日々邁進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

会員の動向

令和3年6月30日現在



姫路支部
中川 正人

- ①兵庫県赤穂市
- ②南には国宝であり世界遺産でもある姫路城が聳え、北には播磨の屋根と呼ばれる雪彦山・段ヶ峰をはじめとする山岳地帯が聳えています。それらに挟まれた場所で、そこそこの町でそこそこの田舎です。

まだ、住み始めて日が浅いので、今度ゆっくりと散策して胸を張っている自慢を発見したら、またご報告します。(姫路市香寺)

- ③長年、測量業界に身をおいていたので土地家屋調査士の先生方と知り合う機会が多く、先生方の仕事に

対する姿勢に感化され資格取得をしました。

- ④快適空間の構築にいそしんでいます。
- ⑤無心になれる車でのドライブですが、最近はいろんな事情により24時間目覚めることのない快眠をむさぼることを目指しています。
- ⑥ありがたいことに心身共に丈夫で、少々のダメージを受けてもすぐに復活します。
- ⑦境界は隣りあう土地たちにとっても、隣りあう人間たちにとっても、とても大事なライン。公平な立場で、資料・経緯等を十分に調査・精査し、お互いが納得できる説明をできるように心掛け、末代までもめることのない〈いい塩梅の境界線〉を築く一助になれるような土地家屋調査士になりたいです。



姫路支部
中島 義人

- ①兵庫県姫路市
- ②播磨五川の一つである夢前川が四季折々の顔を見せてくれます。天気の良い日に土手を散歩すると気持ちが良いです。(姫路市広畑区)

③元々は別の資格を目指していましたが、縁あって調査士補助者の仕事に携わっていく内に、この仕事にやりがいや楽しさを見出せたことがきっかけです。

- ④家でゆっくりくつろいだり、時間や体力に余力がある時は趣味のバイクでナイトツーリングに出かけます。
- ⑤天気が良い日は丸一日かけて、バイクでツーリングに出かけます。
- ⑥ジムでトレーニングしているので、肉体年齢は同世代に比べて自信があります。
- ⑦日々研鑽を積み、周りから信頼される土地家屋調査士を目指したいと思います。



神戸支部
松岡 純

- ①兵庫県
- ②美味しいものが多いこと。海や山の自然が近いこと。(神戸市)
- ③調査士の業務内容を調べている中でどんどん興味を持ったこと。
- ④子供と話をすること。阪神の試合を観ること。

- ⑤子供とゲームをして過ごすこと。
- ⑥5分で寝れます。
- ⑦先輩方のような調査士になれるように努力してまいります。



加古川支部
奥村 昌平

- ①加古川市と播磨町です。
- ②明姫幹線や2号線へのアクセスも良く、飲食店や商業施設などのお店が多く便利で住みやすいまちです。(加古川市野口町)
- ③ずっとアパレルで働いていたのですが、子供ができたことがきっかけで手に職をつけたいと思

い、色々調べた所フィールドワークとデスクワークの両方があり独立できる調査士に興味を持ちました。

- ④4歳の娘と遊ぶことです。
- ⑤娘や甥っ子とワイワイ過ごすことです。
- ⑥中学3年生の時に110mハードルで全国7位になったことです。
- ⑦土地家屋調査士として社会レベルで人の役に立ち、今では誇りに思っている土地家屋調査士という仕事を更に皆さんに知っていただけるよう日々努力して成長し続けられる人であります。



姫路支部
吉井 淳一

- ①姫路市
- ②街と自然がバランスよく存在しているところです。(姫路市)
- ③デスクワークとフィールドワークのどちらもできることに魅力を感じました。
- ④コーヒーを飲みながらの読書。
- ⑤ゆったり散策しながらのバード

ウォッチング。

- ⑥約束した時間に遅刻したことがないです(多分?)。
- ⑦現状に満足せず、これからも自己研鑽に努める所存です。

編集後記

新しく広報部長になりました淡路支部の山崎茂樹です。三嶋裕之新会長の下、新体制が動き出し、広報部も私はじめ、西播支部の西口徹副部長、明石支部の松本浩一理事、神戸支部の山本泰光部員、阪神支部の森田丈司部員、姫路支部の難波宏行部員、加古川支部の加納繁憲部員、東播支部の内堀哲也部員、そして事務局の八尾さんというメンバーでこれから2年間活動していきますのでみなさんどうぞよろしくお願いいたします。

現在はインターネットやSNSの時代となり、紙媒体は肩身が狭くなっていますが、画面ではなくやっぱり紙に印刷したものを手に取って見る方が良いと思うことがあると思います。この7月号で第565号と長く続いてきた広報誌もどうすればみなさんにそう思って

いただけるのかを考えながら、広報部一丸となつてさらなる誌面の充実、新しい企画にも挑戦していきたいと思っております。特に三嶋新会長が所信表明で述べられました「広報誌の専門誌化」を重点的に取り組み、みなさんの業務の一助となるよう検討を重ねていきます。こんな内容を書かせてほしい等みなさんのご意見・ご提案をお待ちしております。

最後になりましたが、樋口敦仁前広報部長をはじめ前広報部の方々、2年間お疲れさまでした。受け取りましたバトンを落とさず次につなげられるよう頑張っていきますので、これからもお力添えをいただけたら幸いです。

(広報部長 山崎 茂樹)

今回、西播支部から本会理事を受け広報部の副部長を仰せつかり、身の丈を超えすぎて自身の置かれている状況を未だに把握できていない西口徹です。

そこへ更に、この原稿依頼さえ文章能力の無さを突き付けられて困りはてている有り様です。

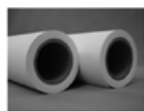
家では、見ざる・言わざる・聞かざるの毎日ですが、

この2年間は、皆様の意見をよく聞き、周りをよく見て、メールもよく確認し、山崎新広報部長さんの上記の熱い思いに少しでもお手伝いできるよう、文才がない分、汗をかいて頑張っていこうと思っています。

宜しくお願い致します。

(広報部副部長 西口 徹)

激安！インクジェット用普通紙



64 g 594×50m (2 本入)
64 g 841×50m (2 本入)

激安！境界プレート



60角 4mm厚
40角 4mm厚



他、各種取り揃えておりますのでご不明な点は下記にお問い合わせください

〒651-1114
兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町2-20-23
有限会社 システム 測器
TEL078-592-8585 FAX078-592-8584
E-mail:system_s@theia.ocn.ne.jp

【新刊・好評図書のご案内】

申請の仕方、受理の方法がこの1冊でわかる！
知識・手続を確認できる申請書記載例も多数収録



改正相続法における 登記実務と 遺言書保管手続Q&A 配偶者居住権・自筆証書遺言

後藤浩平 著

2021年4月刊 A5判 340頁 定価3,850円(本体3,500円)

- 配偶者居住権・遺言書保管手続など、改正相続法下での登記実務・自筆証書遺言の保管手続実務などを87問のQ&Aで分かりやすく解説。

実務に直結！～事例と書式で具体的に解説～



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修

遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

2019年12月刊 B5判 240頁 定価3,190円(本体2,900円)

土地境界に関する唯一の理論書

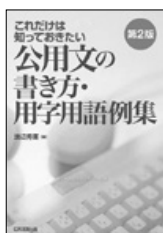


改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 定価7,040円(本体6,400円)

「実務に即した文例」が好評！



第2版 これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集

渡辺秀喜 著 2015年3月刊 B5判 264頁 定価2,530円(本体2,300円)



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B20-102557 使用期限：2022年4月1日

お知らせ



補助者証の更新手続について



土地家屋調査士補助者証

事務所所在地
○○○○○○○○

土地家屋調査士氏名 ●●● ●●●

登録番号 兵庫 第×××号

電話番号 ××××-××-××××

発行日 平成25年1月1日

有効期限 発行日から5年間 発行番号×××番

左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証する

兵庫県土地家屋調査士会

●●● ●●● ●●● ●●●

昭和55年12月31日生

有効期限は発行日から
5年です！

現在、会で発行している補助者証は左記のタイプです。発行日と有効期限の記載があります。今、ご使用になっている補助者証の日付をご確認下さい。また、以前のタイプの補助者証をお使いの方、有効期限が切れている方は大至急！更新手続をお願いいたします。手続方法は下記の通りです。

注意事項

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは、15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は、15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

兵庫県土地家屋調査士会 電話 078-341-8180



- 有効期限満了の3か月前から交付の請求ができます。
- 今、お使いの補助者証のコピーと写真（3cm×4cm、1枚）を揃えて、事務局までお申し出下さい。
- できあがり次第郵送いたします。（作成にお時間を頂きます）
- 更新手続に於いて、料金は発生いたしません。

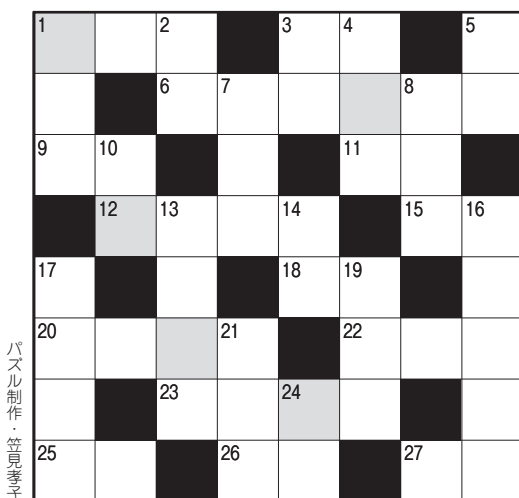
第25回 調査士兵庫に参加してプレゼントを当てよう!!



クイズに挑戦し、答えが分かった方は解答欄にご記入の上、必要事項・アンケートと共に兵庫県土地家屋調査士会事務局までファックスにて送って下さい。締め切りは **8月31日(火)** です。
正解者の中から、今回は抽選で「広報部が選ぶ美味しいもの」をプレゼントします。
前回は正解者の中から抽選で3名の方に賞品を発送しました!!



「日本の夏」にちなんだクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った5文字を並べかえてテーマに関連のある言葉にしてください。



パズル制作・笠見孝子

解答欄

--	--	--	--	--	--

タテのカギ

- 紫外線対策のパラソル
- ザブーン。かき氷の看板「〇〇に千鳥」
- 地味の反対、目立つわね
- 青森の「ねぶた」や京都の「祇園」
- 夜風が心地良い、縁側での「〇〇涼み」
- 写真の載ったこの本で、虫の名前を調べる
- 暑中見舞いを投函、道端のボックス
- 枝豆の外側。食べられません
- 大相撲で、トホホの七勝以下
- ペットにするなら、エサは悪夢?
- 目隠しして、棒でバシッ
- すぐに汗ダラダラになる体質なのよ
- 桃の〇〇〇。端午の〇〇〇。七夕もコレの一つ
- パタパタ。扇子と違って畳めない
- 日本庭園には不似合い? 南国情緒あふれる木

ヨコのカギ

- 花火からパチパチ飛び散る
- ビーチってどんなところ?
- コレで撃ち合ってずぶ濡れ
- 七夕用を、パンダさんがムシャムシャ
- キネズミとも。夏は毛が赤っぽくなるのね
- 怖い話で涼感。夜中に包丁を研いでるよ~!!
- セッターがいい位置に上げた!
- 「ない」と言う人にも七つあり
- 花火あり、蚊取りあり。もちろんお盆用も
- ああ、通り過ぎちゃった
- 買う前に着てみる。え、浴衣も?
- 俳句で季節を表す語。夏なら風鈴やホタルなど
- 千代紙や半紙。糸にして洋服にも!!
- キュウリ、カボチャ、メロンは〇〇科の野菜

締め切り: 8月31日

前回の
解答

ゼンコウジ(善光寺)

ヨ	シ	ツ	ネ	ミ	ドリ
ー	ノ	ン	キ	ー	
グ	ウ	カ	タ	ツ	リ
ル	イ	シ	ン	バ	ツ
ト	ク	ス	キ	ヤ	キ
	ゼ	ラ	チ	ン	ジー
シ	ン	メ	カ	シ	ユ
マイ	ン	ド	コ	ウ	シ

FAX番号 078-341-8115

住 所 〒

氏 名

職 業

この会報をどこで見ましたか?

興味があった記事を教えてください

会報にて企画して欲しい事などがあればご自由にお書き下さい。

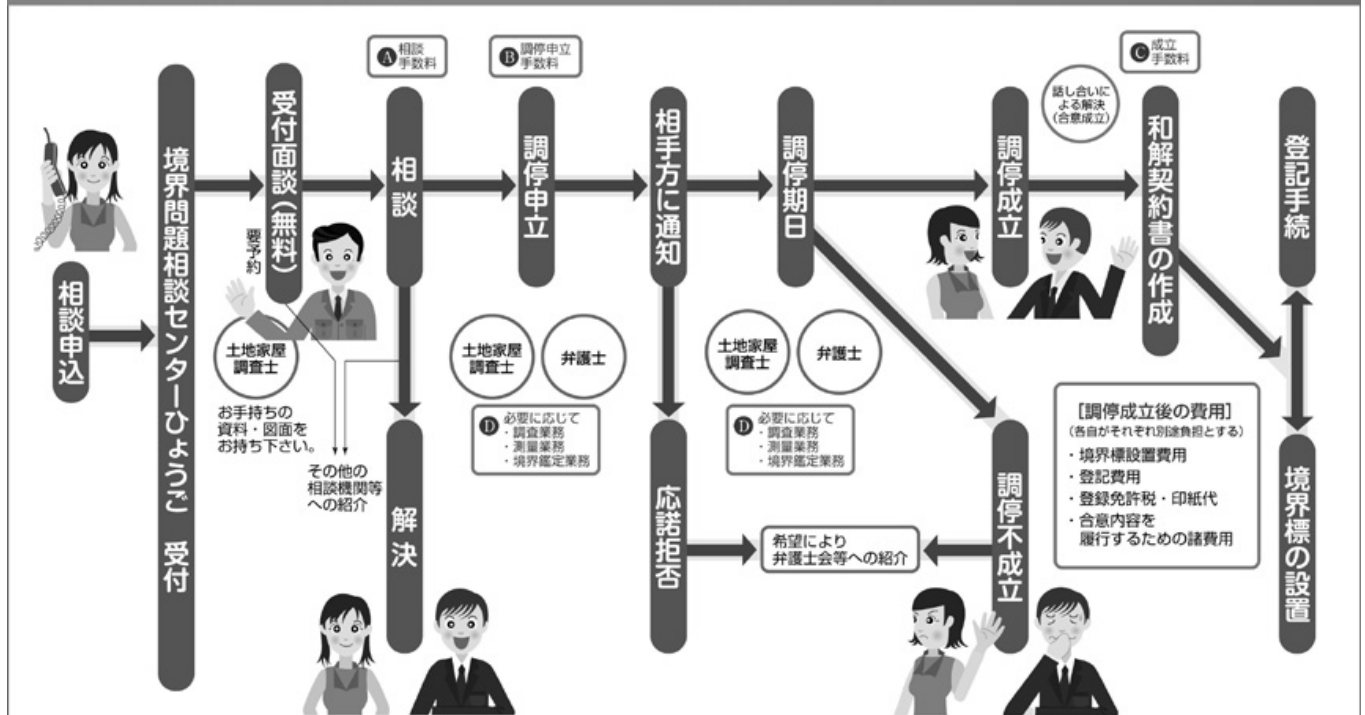
ありがとうございました。今後の会報編集の参考にさせていただきます。なお、プレゼント当選者の発表は商品の発送にかえさせていただきます。

土地の境界問題でお困りの方

境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」との協働による紛争解決機関です。

手続きの流れ

境界問題相談センターひょうご



費用概要 (消費税込み)

- 相談 1回の相談は2時間以内
- A 相談手数料(相談者負担) 10,000円
2回目以降(相談者負担) 10,000円
基本調査費(相談者負担) 30,000円以上+実費(印紙代等)
但し、資料の補完を必要とする場合

- 調停
- B 調停申立手数料(申立人負担) 10,000円
(第1回期日手数料含む)
2回目以降期日手数料 無料
- C 成立手数料(双方負担) 基本額 300,000円
(但し、事業により増減あり)(負担割合は合意による)

- 補助業務
- D 調査・測量・境界鑑定業務の費用
(相談・調停手続きの補助業務)
随時見積り金額による。
(負担割合は合意による)

境界問題相談センターひょうご

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

☎0120-144-400
078-341-8280

受付/月-金 9:00~16:00(土・日・祝は除く)

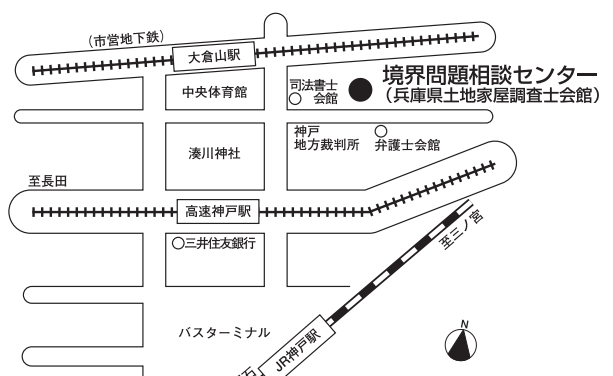
※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日で予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒650-0017

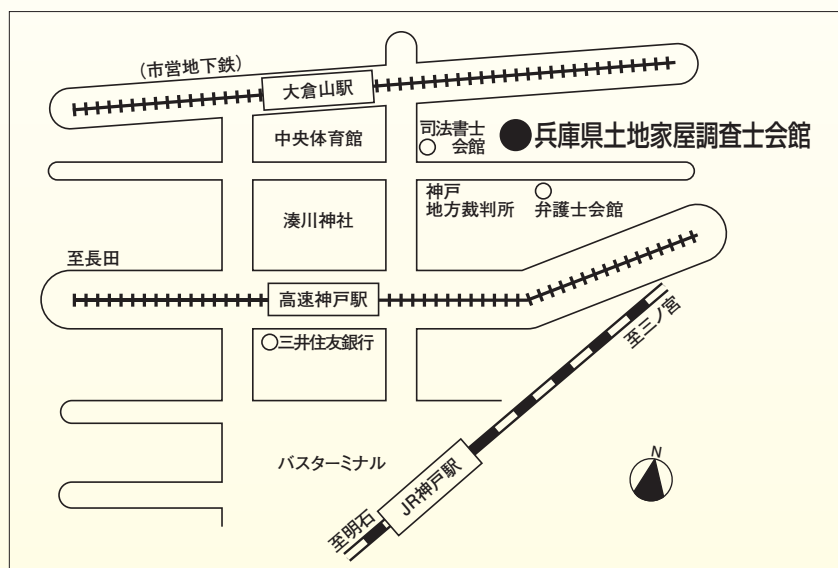
神戸市中央区楠町2丁目1番1号
(兵庫県土地家屋調査士会館3階)

電話 078-341-8280
FAX 078-341-8286
URL <http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/>

兵庫県土地家屋調査士会館内



※ 駐車場の設備はありません。



兵庫県土地家屋調査士会

〒650-0017

神戸市中央区楠町 2 丁目 1 番 1 号

TEL 078-341-8180

FAX 078-341-8115

E-mail info@chosashi-hyogo.or.jp

発行者 兵庫県土地家屋調査士会
会長 三 嶋 裕 之

編集者 兵庫県土地家屋調査士会
広 報 部

印刷所 福田印刷工業株式会社
神戸市東灘区魚崎西町4-6-3
TEL 078-811-3131
FAX 078-851-8443